

入学

小学校に入学するとき

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

次の書類を教育委員会から送付しますので、ご確認ください。

■就学時健康診断通知書

小学校に入学する前年の9月上旬に、翌年の4月1日現在で満6歳になる児童の保護者宛に就学時健康診断通知書を送付いたします。

通知書に指定された期日に、指定の場所で就学時健康診断を受けてください。

なお、9月下旬を過ぎても通知書が届かない場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

■入学通知書

小学校に入学する年の1月下旬に、入学通知書を送付いたします。

入学通知書には、児童が就学する小学校および入学式の期日・時間が記載されていますので当通知書をお持ちのうえ、入学式にお越しください。

また、2月中旬を過ぎても通知書が届かない場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

なお、私立学校へ入学される方は、合格通知書または入学承諾書の写しおよび教育委員会が送付した入学通知書をお持ちのうえ、教育委員会にお越しください。

詳しくは、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

中学校に入学するとき

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

次の書類を教育委員会から送付しますので、ご確認ください。

■入学通知書

中学校に入学する年の1月下旬に、入学通知書を送付いたします。

入学通知書には、入学式の期日・時間が記載されていますので、当通知書をお持ちのうえ、入学式にお越しください。

また、2月中旬を過ぎても通知書が届かない場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

なお、私立学校へ入学される方は、合格通知書または入学承諾書の写しおよび教育委員会が送付した入学通知書をお持ちのうえ、教育委員会にお越しください。

詳しくは、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

小・中学校の転校の手続き

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

■町外へ転出するとき

①転校が決まりましたら、速やかに担任の先生に連絡し、

「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

※教育委員会へお越しいただく必要はありません。

②新住所地の市区町村の教育委員会で手続きをしてください。

■町外から転入するとき

①在学していた学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

②住民課で転入の手続きをした後、教育委員会で転校の手続きをしてください。

③教育委員会で「入学通知書」の交付を受けた後、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。

■町内の学校間で転校するとき

①担任の先生に連絡し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

②住民課で住所異動の手続きをした後、教育委員会で転校の手続きをしてください。

③教育委員会で「入学通知書」の交付を受けた後、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。

■私立から公立の学校へ入学するとき

①在学していた学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」の交付を受けてください。

②教育委員会で「入学通知書」の交付を受けた後、「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお持ちのうえ、指定された学校で手続きをしてください。

※その他、詳しいことは、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

就学すべき学校の指定および変更

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

小学校への入学については、住所地により定められた通学区域に基づき、就学する学校を指定しています。

特別の理由がある場合は、保護者の申し立てにより、その理由が相当と認められる場合には、町内の他の小学校に変更することができます。

事前に教育委員会学校教育課へご相談ください。

学校一覧

☎ 学校教育課 管理係 ☎62-1100

■町立小学校

学校名	所在地	電話番号
湯河原小学校	宮上11	62-5501
吉浜小学校	吉浜1300	62-8287
東台福浦小学校	吉浜216	62-3536

町立中学校

学校名	所在地	電話番号
湯河原中学校	吉浜1576-31	62-3393

育英奨学金制度 関 学校教育課 管理係 ☎62-1100

町内に住所があり、成績が優良で、経済的な理由により高等学校の修学が困難な家庭状況にある生徒に対して、学資、交通費、入学時調達金を交付する制度です。

詳しくは、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

就学援助制度 関 学校教育課 管理係 ☎62-1100

町内に住所があり、経済的な理由で小・中学校の就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品購入費、修学旅行費、学校給食費などの一部を援助する制度です。次に該当する児童・生徒(小・中学生)が対象となります。就学援助を希望する場合は、教育委員会学校教育課へご相談ください。

対象者

○生活保護法第6条第2項(※)の規定に該当する者(要保護者)

○要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる者(準要保護者)

※この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

学童保育

関 社会教育課 社会教育・青少年係 ☎62-1125

学童保育とは、就労などの事情により、昼間保護者が家庭にいない、町立小学校の児童を対象とした保育サービスです。

年度の途中で入所を希望される方については、随時申し込みを受け付けていますのでご連絡ください。

○費用 負担金6,000円/月

おやつ代2,000円/月

行事などによる臨時負担金あり

○保育期間 原則として4月1日から1年間

○開所日および実施時間

月曜日から金曜日…授業終了後～18:00

土曜日、学校の長期休業日および振替休日
…8:00～18:00

○閉所日

日曜日、祝日

12月29日から1月3日までの6日間

※その他教育委員会が開所不可能と判断したとき。

○お迎えについて 原則として、申請書に記載された保護者のお迎えが必要です。

○申し込み 教育委員会社会教育課へ申請書を提出してください。

子ども会に加入しましょう!!

関 社会教育課 社会教育・青少年係 ☎62-1125

子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行っています。

【湯河原町子ども会育成団体連絡協議会】

各地区の単位子ども会の代表などで構成されている団体です。

次のような事業を実施しています。

開催月	事業名	内容
5月	インリーダー宿泊研修	町内の施設で、野外炊事、テント設営、レクリエーションなどを行います。
7月	少年少女砂の芸術大会	湯河原海岸で、砂の造形作品を作ります。
8月	夏季キャンプ	キャンプ場で野外炊事、キャンプファイヤーなど楽しめます。
10月	秋のスポーツイベント	ドッジボール大会などを開催します。
1月	スケート教室	初心者向けのスケート教室を開催します。
3月	リーダー研修会	小学5・6年生対象にレクリエーション研修を行います。

※上記内容は変更する場合もあります。

子ども会に興味のある方、加入したい方などお気軽にお問い合わせください。

ジュニア・リーダーズ・クラブに加入しましょう!!

関 社会教育課 社会教育・青少年係 ☎62-1125

ジュニア・リーダーズ・クラブは、中学生・高校生で構成する団体です。

町の行事や地域の活動への参加、子ども会活動のサポートなどを行っています。

小学生たちのリーダーとして、子どもたちをまとめるお兄さん、お姉さんのような存在です。

地域に密着し、地元子ども会を盛り上げるため、あなたも一緒に活動してみませんか。

【対象】 町内に在住または在学の中学生、高校生

【年間活動】

開催月	事業名	内容
4月	ジュニア・リーダーズ・クラブ総会	1年間の活動計画を決めます。
7月	少年少女砂の芸術大会	司会をします。
8月	夏季キャンプ	野外炊事やキャンプファイヤーをします。
10月	秋のスポーツイベント	司会や得点集計をします。
12月	クリスマス会	楽しいクリスマス会を企画します。
3月	リーダー研修会	小学5・6年生対象にレクリエーション研修を企画します。

※上記のほかにも定例会(毎月)の開催や研修会、各種イベントへの参加もあります。

生涯学習

☎ 社会教育課 社会教育・青少年係 ☎ 62-1125

「いつでも、どこでも、誰でも」学べるよう、各種講座・教室の開催、学習相談や団体・サークルなどの紹介をしています。講座や教室の開催・募集については、「広報ゆがわら」・町ホームページ・地方紙などで随時ご案内しています。

講座・教室の紹介(一部)

講座名		内容
一般教養講座	町民大学	幅広い分野について、専門の講師から学びます。 ※60年以上にわたり、毎月第3土曜日に開講している町の伝統講座
	地域の歴史と文化の探訪	地域の歴史と文化財を訪ねます。
子育て講座	家庭教育学級	お子様をもつ保護者や関心のある方を対象に、子育てのヒントや悩みごとの解決に役立つ講座です。
その他	自然科学教室	ツバメの観察会・海のプランクトンの観察会・天体観察会・植物の観察会
	遊びと学び推進事業	吉浜・門川・川堀の各会館において、地域住民が中心となり、料理・手工芸・健康などに関する教室を開催しています。
	PTA関係の講座・親子陶芸教室など	

国際交流

☎ 地域政策課 企画係

国際交流推進事業助成制度

民間レベルでの国際交流活動、国際協力活動または国際理解活動の一層の促進を図るため、国際交流推進事業助成制度を設けていますのでご活用ください。

助成の概要

- 海外プログラム 民間団体が海外において実施する文化、スポーツなどの国際交流事業または開発途上国の支援を目的として実施する国際協力事業
- 国内プログラム 民間団体が海外などから人を招いて町内で実施する文化、スポーツなどの国際交流事業
- 国際理解プログラム 民間団体が町内において実施する国際理解事業
- 内なる国際化プログラム 民間団体が町内において実施する外国籍住民に対する支援、外国籍町民との交流などを目的とした国際交流事業

対象団体

文化、スポーツなどの事業活動を行う民間の団体で、次の要件を満たす団体とします。

- 事務所の所在地および主な活動の場が町内であること。
- 代表者および構成員が、原則として、町民であること。
- 3年以上の活動実績があること。
- 運営にあたり、目的、組織、代表者などの定めがあること。



星槎国際高等学校 小田原学習センター

令和6年度新入生・
令和5年度転入生募集中!

自分の好きなことや新たなことに挑戦できる、選択制の「ゼミ授業」が本校にはあります。授業内容：ドローン、キッチンカー、ゴルフ、サーフィン、書道、DTM、軽音楽…他あなたの興味関心に合わせた様々な選択授業が待っています。ぜひ一度お越しください!

ホームページ・
資料請求は、
こちらから。



通信制高校

通いたくなる！
日本一面白い!

お気軽にお問合せください
☎ 0465-28-3830

〒250-0024 神奈川県小田原市根府川41 (旧片浦中学校)
HP: <https://seisa.ed.jp/odawara/> E-mail: odawara@seisa.ed.jp

文化施設

町立湯河原美術館

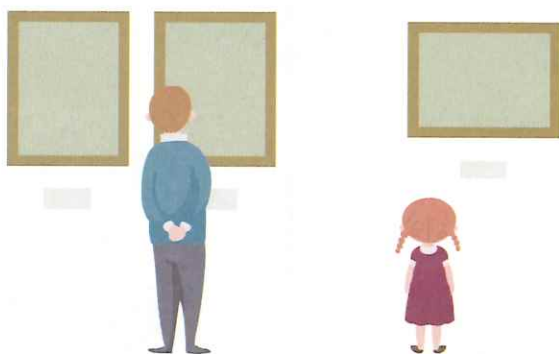
☎ 美術館 ☎ 63-7788

町立湯河原美術館には、竹内栖鳳や安井曾太郎など湯河原ゆかりの作品を展示する常設館と、現代日本画家・平松礼二画伯の作品を展示する平松礼二館、平松礼二公開アトリエがあります。年4回展示替えを行います。

所在地	宮上623-1	
開館時間	9:00～16:30 (入館は16:00まで)	
休館日	水曜日(祝日の場合は開館 翌平日休館)、12月28日～31日、館内作業日	
観覧料	町内の方	大人400円 小・中学生200円 町民証をお持ちください。 毎月第3日曜日の家庭の日は、町民の方は観覧無料です。
	町外の方	大人600円 小・中学生300円
施設案内	3階	平松礼二公開アトリエ、平松礼二資料室
	2階	展示室(平松礼二館、常設館、企画展示室)
	1階	受付、ミュージアムカフェ、ミュージアムショップ、化粧室、情報・図書コーナー
	庭園	庭園および1階は、自由にご利用できます。
交通機関	駅からバス「不動滝・奥湯河原」行き約12分【美術館前】下車すぐ 駐車場有 12台(入館者は無料)	
ホームページなど	URL	https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/site/museum/
	E-mail	bijyutuk@town.yugawara.kanagawa.jp



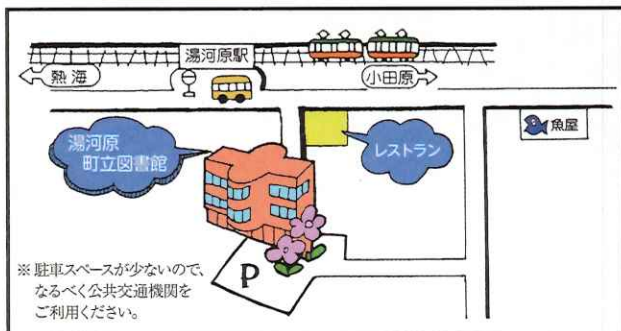
平松礼二 「印象・湯河原梅林図」(4曲1双屏風左隻)



竹内栖鳳 「宇佐幾」

所在地	土肥1-4-13	
開館時間	9:30～18:00	
休館日	毎週月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月1日(土・日曜日に当たる場合は、翌週の火曜日に休館) ※1月については4日 祝日の翌日(翌日が土・日曜日に当たる場合は開館) 12月29日～翌年の1月3日 特別整理期間	
登録できる方	町内に在住、在勤または在学の人 小田原市・南足柄市・真鶴町・箱根町・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町および熱海市に在住の人ほか	
登録のしかた	[利用登録申込書]に必要事項を記入のうえ、氏名および住所が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど)を提示してください。	
貸出点数	一人10点以内(DVDおよびビデオは3点以内)	
貸出期間	2週間(雑誌のバックナンバー、DVD、ビデオおよびCDは1週間)	
予約・リクエスト	貸出中および未所蔵の本は、予約またはリクエストすることができます。 当館に所蔵していない本は、県内の公共図書館などから借り受けることができます。	
施設案内	3階	集会室・会議室・おはなしの部屋
	2階	閲覧室(一般書・郷土資料)・蔵書検索用パソコン・学習コーナー・インターネットコーナー・CD/DVD視聴コーナー・事務室・コピーサービスコーナー(白黒1枚10円)
	1階	閲覧室(一般書・児童書・DVD・ビデオ・CD)・カウンター・蔵書検索用パソコン 多目的トイレ・乳幼児用スペース(おもむつ替えベッドあり)
	地階	参考図書室
ホームページなど	URL	https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/site/tosyokan/
	E-mail	tosyokan@town.yugawara.kanagawa.jp

図書館の位置 JR東海道本線湯河原駅下車徒歩3分



スポーツ施設

町民体育館

☎ 町民体育館管理棟 ☎62-1200または☎080-9977-7201

スポーツの練習や試合、音楽の演奏会などにご利用いただけます。利用希望者は、申請書にご記入のうえ、町民体育館管理棟へご提出ください。申請書は町ホームページからダウンロードすることができます。

また、申請時には、運転免許証などの住所の確認ができるものをご提示いただく場合があります。

小・中学生のみで利用の場合は、保護者の同意が必要です。

所在地	中央2-21-1	
開館時間	9:00～21:00	
休館日	月曜日、12月29日から翌年の1月3日まで、月曜日が休日に当たる時はその翌日以降、最初の休日以外の日	
申し込み	専用利用	(町民)利用する月の3か月前の1日から利用日当日の7日前まで (町民以外)利用する月の3か月前の15日から利用日当日の7日前まで ※専用利用とは、団体(利用者数が10人以上となる利用または利用申請時に入場予定者10人以上)による利用をいいます。
	個人利用	利用日の5日前から利用日当日まで ※個人利用とは、専用利用以外の利用をいいます。

■使用料(利用時間には準備、片付けの時間を含みます。)

使用料 = ①施設使用料 + ②器具使用料 + ③照明使用料 + ④冷房・暖房設備使用料

①施設使用料

専用利用の場合(1時間当たり)		
区分	使用料	
本町等(※1)の団体	片面	500円
	全面	1,000円
上記以外の団体	片面	1,000円
	全面	2,000円

個人利用の場合(2時間当たり)			
区分	使用料		
本町等(※1)の者	片面	15歳以上の者(※2)	100円
		小・中学生	50円
	全面	15歳以上の者(※2)	200円
		小・中学生	100円
上記以外の者	片面	15歳以上の者(※2)	200円
		小・中学生	100円
	全面	15歳以上の者(※2)	400円
		小・中学生	200円

②器具使用料(1回当たり)

区分	使用料	
体育器具	バレーボール器具一式	200円
	ソフトバレーボール器具一式	200円
	バスケットボール器具一式	100円
	バドミントン器具一式	100円
	卓球器具一式	100円
	フットサル器具一式	200円
放送器具一式	500円	

③照明使用料(1時間当たり)

区分	使用料
片面	500円
全面	1,000円

④冷房・暖房設備使用料

区分	単位	使用料
体育館	1時間	2,000円

※1「本町等」とは、湯河原町を含む県西地域2市8町および熱海市を指します。本町等以外の団体(者)が、湯河原町または熱海市泉地区の旅館、寮、保養所、民宿などの宿泊施設に宿泊し、町民体育館を利用する場合は、本町等の団体(者)とみなします。

※2「15歳以上」とは、中学生を除きます。



個人のレベルに合わせた運動ができ、みなさんの健康・体力づくりを応援するスポーツ施設です。マシントレーニングやスポーツ活動などにご利用いただけます。詳しくは、ヘルシープラザまでお問い合わせください。

所在地	吉浜863		
開館時間	9:00～21:00		
休館日	月曜日(祝日を除く。)、12月29日から翌年の1月3日まで		
申し込み	団体利用	利用する月の3か月前の1日から利用日の7日前まで	
	個人利用	多目的室・体育室	団体利用のない場合に限りご利用になれます。
		トレーニング室	※詳しくは右下「トレーニング室の利用について」をご覧ください。

■利用料金(町内の方が利用する場合)

団体利用 3階体育室

時間	利用料金		
	3分の1	3分の2	全面
A 9:00～11:00	300円	600円	900円
B 11:00～13:00	300円	600円	900円
C 13:00～15:00	300円	600円	900円
D 15:00～17:00	300円	600円	900円
E 17:00～19:00	600円	1,200円	1,800円
F 19:00～21:00	600円	1,200円	1,800円

団体利用 2階多目的室

時間	利用料金		
	3分の1	3分の2	全面
A 9:00～11:00	200円	400円	600円
B 11:00～13:00	200円	400円	600円
C 13:00～15:00	200円	400円	600円
D 15:00～17:00	200円	400円	600円
E 17:00～19:00	400円	800円	1,200円
F 19:00～21:00	400円	800円	1,200円

個人利用 トレーニング室

15歳以上(中学生を除く。)	220円
----------------	------

冷暖房使用料金(2階多目的室)

	3分の1	3分の2	全面
1時間当たり	1,000円	2,000円	3,000円

コインロッカー使用料金	1回10円
-------------	-------

※県西地域2市7町および熱海市の方、町内または熱海市泉区の旅館、寮、保養所、民宿などの宿泊施設に宿泊してヘルシープラザを利用する場合は、町内の方と同じ料金で利用できます。



■トレーニング室の利用について

①初めて利用される方→ビギナー指導

- ・初回にトレーニング器具や施設の説明を受けていただきます。
- ・毎週木曜日・日曜日の13:30からのご予約制で実施しております。
- ・ご希望の方はお電話または受付にてご予約のうえ、15分前にご来館ください。
- ・持ち物→身分証(住所のわかるもの)・シューズ・運動のできる服装
- ・対象年齢→高校生以上

※事前に健康診断を受けるなど健康であることを確認してください。

※中学生以下のお子様を連れてのご利用はできません。

②2回目以降の方→自主トレーニング

開館時間内(9:00～21:00)にご利用できます。

◎内容に変更が生じる場合もございますのでお問い合わせください。



MEMO



生活環境

ごみ・リサイクル

ごみの出し方

環境課 保全係

ごみは、午前8時30分までにごみステーションに出してください。

※「東海道線ガード」から「旧病院入口/バス停」までの県道沿いにあるごみステーションと、びん・カンステーションについては、朝8時からごみの収集を実施します。これらのごみステーションを利用している方は、朝8時までにごみを出してください。

可燃ごみ	月・水・金曜日	一辺の長さが50cm未満の燃えるごみ(指定ごみ袋に入れて出してください。)
不燃ごみ	第1木曜日	一辺の長さが50cm未満の燃えないごみ
カン	火曜日 (びんと交互に収集)	飲食品の入っていたスチール缶・アルミ缶とスプレー缶・カセットボンベ ○びん・カン専用ステーションに出してください。 ○水洗いをして、専用コンテナに持ってきた袋から出して入れてください。 ○スプレー缶・カセットボンベは収集時に爆発する恐れがあるため、必ず中身を使い切ってから青色のコンテナに袋から出して入れてください。
びん	火曜日 (カンと交互に収集)	飲食品の入っていたびん ○びん・カン専用ステーションに出してください。 ○水洗いをして、専用コンテナに持ってきた袋から出して色別に入れてください。
ダンボール 紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ	第2・4木曜日	○ダンボールと紙パックは分けて出してください。 ○ダンボールは折りたたんでひもでまとめてください。 ○紙パックは水洗いしてから開いて出してください。 ○ペットボトルは右のマークが目印です。 ○ペットボトルのラベルなどは取りはずして出してください。 ○ペットボトル、キャップは洗って出してください。
新聞・雑かみ	第3・(5)木曜日	○別々にひもでしばって出してください。 ○紙製容器や包装紙などのこまかい紙は、紙袋に入れるか雑かみの間にはさむなどして散乱しないように出してください。 ○シュレッダーごみは、袋に入れて出してください。
粗大ごみ (有料) (事前申込制) (戸別収集)	(第2・4水曜日)	一辺の長さが50cm以上2m未満の大型ごみ ○環境課へ収集日の前の週の金曜日までにお申し込みください。 ○1回のお申し込みにつき、5点までです。 ○収集手数料は、1点につき500円です。



布類・天ぷら油 第4木曜日(8:30~11:30)

拠点回収場所:各地区の会館・役場第1庁舎・ぶらりお休み処・商工会・福浦第9分団・社会福祉協議会・子育て支援センター・ヘルシープラザ・千暮公園・森下公園上倉庫・湯河原第3共同住宅3号棟前ごみステーション(天ぷら油のみ)

◎小型家電回収箱について… 役場第1庁舎入口に小型家電用の黄色い回収箱を設置しています。

不用になった携帯電話、ノートパソコン、デジタルカメラ、DVDプレイヤーなどでバッテリーを取り除いてから投入してください。

※小型家電の大きさは、回収箱投入口(横30cm、縦15cm)に入るものに限りです。

※個人情報必ず消去してから投入してください。

※一度投入されたものは返却できません。

◎インクカートリッジ回収箱について… 小型家電回収箱の隣にインクカートリッジ用の回収箱を設置しています。

ご家庭でお使いのインクカートリッジであれば、メーカーを問わず回収いたします。

不用品 ごみ の回収、処理 リサイクル

(株) スズケイ

お見積り無料!

HP

湯河原町中央3-15-14 ☎ 0465-63-4177

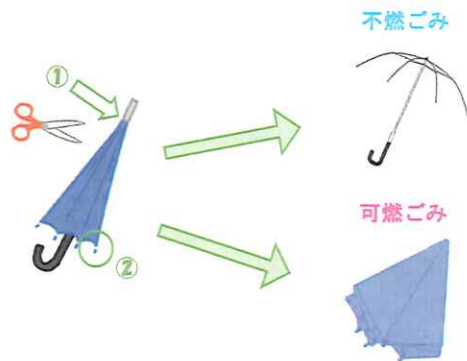
粗大ごみ、家電製品、不要なもの、何でも片付けます!



◎傘の捨て方について… 傘は図のように骨組みから布やビニールをはずし、分解してください。

【はずし方】

- ①先端部分の布・ビニールを回すように切ります。
 - ②キャップをすべて取り、布やビニールをはずします。
- ※作業をする時は、手袋をして『けが』をしないように気をつけてください。
分解せず出された傘は、収集できません。



収集・処分できないもの 環境課 保全係

■一度に大量に出るごみ

引っ越し、倉庫などの掃除、庭木の剪定など一度に大量に出るごみは、ご自身で美化センターに持ち込むか、一般廃棄物処理業許可業者に依頼してください。

■危険なもの

- 発火、爆発の恐れのあるもの
プロパンガスボンベ、ガソリン、灯油、塗料など
 - 有害、有毒性のあるもの
薬品類、農薬類、廃油など
- ※販売店などに相談してください。

■処分できないもの

自動車部品、オートバイ部品、バッテリー、ホイール、タイヤ、浴槽、風呂釜、消火器、耐火金庫、ピアノ、業務用機器、ビニールタンや塩ビ管などの建築材料、石、土、レンガ、コンクリートブロック、ブラインドなど

※販売店または一般廃棄物処理業者にお問い合わせください。

■テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン

処分する際にリサイクルすることが義務付けられています。これらをごみステーションに出すと不法投棄となります。町や美化センターでは収集・処分はできません。

- 購入または買い替えの場合
販売店でリサイクル料金や運搬料金を確認し、引き取りを依頼してください。
 - 専門業者に依頼する場合
次の特定家電リサイクル券取扱・収集運搬業者に問い合わせ、リサイクル料金・運搬料金を確認し、引き取りを依頼してください。
- (有)二見商店 土肥5-8-3 ☎62-4330
(株)スズケイ 中央3-15-14 ☎63-4177

○ご自身で手続きを行う場合

郵便局でリサイクル券を購入後、環境課でリサイクル集積所までの運搬の申し込みをします。(役場で運搬料金を納付します。)

※家電リサイクルの手続きの際には、メーカーおよび大きさ(画面サイズ、内容量など)により料金が異なる場合がありますので、必ず事前にこれらを確認してから手続きをお願いします。

■パソコン(パソコン本体・ディスプレイ)

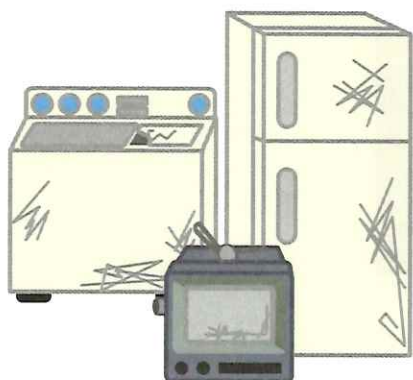
町や美化センターでは収集・処分はできません。パソコンメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会(☎044-540-0576 <https://www.pc3r.jp/>)にお問い合わせください。なお、周辺機器(プリンター、マウス、キーボードなど)は一辺が50cmを超えない限り、不燃ごみとして出すことができます。

また、ノートパソコンで横30cm、厚さ15cm以下の投入口に入るものは、役場第1庁舎入口小型家電回収箱に入れて出すことができます。

■消火器

町や美化センターでは収集・処分はできません。処分は一般社団法人日本消火器工業会が地域の販売代理店などと協力して行っています。詳しくは、お近くの販売代理店窓口へお問い合わせください。(処分には消火器リサイクルシール代金および運送・保管費用が必要です。)

- 町内の販売代理店
(株)日報防災 鍛冶屋546-1 ☎63-0119
- 郵送でも回収できます。
※事前に電話またはインターネットで申し込みが必要です。
【申込先】一般社団法人日本消火器工業会
ホームページ <https://www.jfema.or.jp/about/recycling>
ゆうパック専用コールセンター ☎0120-822-306



Green up (有)クリーンアップ

ナンバー1を目指して!

We aim at the Number 1!

どんな汚れも、お掃除の専門店
「クリーンアップ」に
おまかせください。

真鶴町岩561 <http://www.clup.co.jp>
TEL 68-3828 FAX 68-0299

生活環境

美化センターには湯河原町と真鶴町で発生したごみ(産業廃棄物を除く)の直接搬入ができます。

所在地	吉浜2021-95
電話番号	63-3472
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～11:30 13:00～16:30 土曜日・祝日 8:30～11:30 ※受付時間厳守
休み	日曜日 1月1日・2日

■事前の処理をお願いします

有料対象物(右記)は別に計量する必要があるため、他のごみと別々に降ろせるようにして持ち込んでください。

- 町のごみ(収集)の分類方法と同様に分別してください。
- 木材、他の燃えるごみ、燃えないごみは分別し、別々に降ろせるようにして持ち込んでください。
- 家具などは、木材、他の燃えるごみ、燃えないごみに分解し(引き出しのレールなどの金具やガラス、プラスチックを外し)、持ち込んでください。(釘やビスはそのままで可)。
- ベッド・ソファなど、スプリングなどの金属部分と木材、他の燃えるごみに分解し、持ち込んでください。
- 木の枝などは、直径5cm以内、長さ50cm以内に切り揃えてください。
- びん、カン、ペットボトルは、内容物を出し、洗浄して持ち込んでください。(ふたのあるものはふたを外し、燃えるごみ、燃えないごみに分別してください。ペットボトルは、キャップ・ラベルを外してください。)
- 傘は、布・ビニールを取り外してください。
- おもちゃや電化製品の電池は取り外してください。(電源をコンセントから抜いても作動する時計などの表示があるものや充電して使うものには電池が入っています。可能なら取り外してください。)
- 家電リサイクル法の対象物は、事前に 家電リサイクル券と運搬券を購入し、いっしょに持ち込んでください。

■次のごみには処理手数料がかかります

1回の搬入量が100kgを超える下表中の廃棄物には1kg当たり20円の処理手数料がかかります。下表の複数種類をいっしょに持ち込んだ場合、合算した総搬入量が100kgを超える場合処理手数料がかかります。(例えば、総搬入量が150kgあった場合、20円 × 150kg = 3,000円の処理手数料となります。)

※ただし、土曜日は処理手数料のかかる廃棄物の持ち込みはできません。

種 別	備 考
剪定枝・竹	直径(厚さ・太さ)5cm以上または長さ50cm以上のもの
合板・木くず	※直径30cm以下長さ2m以下に裁断し、持ち込んでください。
畳・ふとん	10枚を超える場合は事前に連絡してください。
建具類	戸板、ふすま、障子、じゅうたん



環境衛生

浄化槽の維持管理

☎ 環境課 保全係

浄化槽とは、トイレからの污水や台所からの排水などを微生物の働きによってきれいな水にして消毒放流させる設備です。

そのため、微生物が活動しやすい環境を保つために適正な維持管理が重要です。これらを正しく行わないと、浄化槽の機能が低下し悪臭や水質汚濁などの原因となり、近隣はもとより地域の環境を悪化させることになります。

浄化槽が正常に機能するように、保守点検・清掃・法定検査をすることが浄化槽法により義務付けられています。

浄化槽設置整備事業補助金

☎ 環境課 保全係

生活排水による公共用水域の水質汚濁および生活環境の悪化を防止するため、下水道全体計画区域外の地域で、居住用建物の「単独処理浄化槽」または「くみ取り式便槽」を合併処理浄化槽(5人槽～10人槽)に転換する方を対象に、費用の一部を補助します。

補助金額	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円

※既設のくみ取り便槽または単独処理浄化槽の撤去工事を行い、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合は、上記補助金に単独処理浄化槽の撤去費は上限12万円、くみ取り式便槽の撤去費用は上限9万円が上乗せ補助されます。

※宅内配管工事を行う場合、上記補助金に上限300,000円が上乗せ補助されます。

※既存居住用建物の建替や増改築に伴う転換の場合は対象外です。

※事前に環境課までお問い合わせください。

生ごみ処理器設置費助成金

☎ 環境課 保全係

家庭などから排出される生ごみを自家処理することによって、ごみの減量化が図られます。

生ごみ処理器を購入する方を対象に、費用の一部を助成します。

助成金額	生ごみ処理容器 (コンポスト式)	購入金額の1/2以内 限度額 4,000円 (1世帯2基まで)
	生ごみ処理器 (電動式)	購入金額の1/2以内 限度額 20,000円 (1世帯1基まで)

ごみ集積箱設置費助成金

☎ 環境課 保全係

ごみステーション周辺の美観保持と居住環境の向上を図るため、20世帯以上で共同設置するごみ集積箱の費用の一部を助成します。

助成金額

購入または製作費用の1/2以内
限度額 40,000円

※ごみステーションは地域(利用者の皆さん)で管理しておりますので、その設備などについては最寄りの区会もしくは隣組の方にお問い合わせください。

野焼きについて

☎ 環境課 保全係

庭など屋外で落ち葉や刈り草、剪定枝などをみだりに燃やすと、煙や臭いで隣り近所に迷惑をかけることとなります。落ち葉や刈り草などは指定ごみ袋に入れ、剪定枝などは50cm以下に小さく束ねて「可燃ごみ」の日にごみステーションに出してください。

なお、大量に出される場合は出す日を分けるか、美化センターに直接搬入をお願いします。なお、直接搬入の場合、処理手数料がかかる場合があります。美化センター(☎63-3472)へ事前にお問い合わせください。

蜂の巣、害虫の駆除について

☎ 環境課 保全係

初夏から秋にかけて蜂が活発に活動する時期となります。蜂は家の軒先や塀、庭木のかげなど、分かりにくいところに巣をつくっていますので、ご注意ください。特に蜂が多く飛んでいるときは要注意です。危険を感じたら早めに駆除をしましょう。

蜂の巣の駆除は、その土地(建物)の所有者・管理者で対応していただきますようお願いいたします。町では個人のお宅の蜂の巣の駆除は行っていません。

スズメバチなどの危険な蜂を駆除する場合や、個人での駆除が困難と思われるとき、蜂アレルギーの方やアレルギー体質の方は、無理せずに専門の業者に依頼してください。

蜂その他害虫などの無料相談
(公社)神奈川県ペストコントロール協会
フリーダイヤル ☎0120-064643

なお、町ではご自身で蜂の巣の駆除を行う場合、ハチの「防護服」を貸し出していますので、環境課までお問い合わせください。



水道・下水道・温泉

町営水道の水源

問 水道課 施設係

町営水道は、千歳川の支流のアケジ沢(広河原浄水場)、新崎川(幕山浄水場)、新幹線のトンネル湧水(南郷浄水場、尾崎浄水場)、城堀隧道の湧水、城堀の深井戸の5つの水源を利用して水道水をお届けしています。

使用開始・中止・使用者変更の届け出

問 水道課 管理係

水道の使用開始・中止・使用者変更の手続きは、届け出が必要で、届け出は水道課窓口、電話、ファックス、メールなどで受け付けています。

届け出がない場合、ご使用されていなくても基本料金の請求が継続しますので、ご注意ください。

その他のお問い合わせ

問 水道課 管理係

町の水道は、町営水道の給水区域と簡易水道組合の給水区域があります。給水区域の確認やその他のお問い合わせは水道課までご連絡ください。

簡易水道組合の連絡先

宮下簡易水道組合 ☎62-4651

水道メーターの交換

問 水道課 施設係

水道メーターは、計量法に基づき、8年に1回交換を行っています。該当するご家庭に、町が委託した町指定給水装置工事業者がお伺いして交換作業を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、メーター交換は無料で行います。

水道料金(町営水道)

問 水道課 管理係

水道料金は2か月に1回メーターの検針を行い、使用された水量の2分の1を検針月、残りの2分の1を翌月に請求します。水道料金は基本料金に超過料金を加えた合計金額です。

1か月当たりの水道料金表(消費税抜き)

基本料金	超過料金(1m ³ につき)	
10m ³ まで 774円	11m ³ ~30m ³	84円
	31m ³ ~50m ³	91円
	51m ³ ~100m ³	97円
	101m ³ ~	105円

※使用水量が0m³でも基本料金はかかります。

【計算例】

基本料金[(10m³まで)+{(使用水量-基本水量)×単価]+消費税=水道料金

○使用水量が20m³の場合

[774円+{(20m³-10m³)×84円]+消費税
=1,775円

○使用水量が40m³の場合

[774円+{(30m³-10m³)×84円]+
{(40m³-30m³)×91円]+消費税
=3,700円

○使用水量が60m³の場合

[774円+{(30m³-10m³)×84円]+
{(50m³-30m³)×91円}+{(60m³-50m³)
×97円]+消費税=5,768円

水道の修理

問 水道課 管理係

所有地内の水道施設の漏水などは、個人の管理となります。修理が必要な場合は、お近くの町指定給水装置工事業者へ依頼してください。町指定給水装置工事業者以外は、水道法により修理できません。

町指定給水装置工事業者が不明なときは、水道課にお問い合わせください。

道路上で漏水を発見したときは、水道課までご連絡ください。

下水道使用料

問 下水道課 管理係 ☎63-1231

下水道使用料は、水道を使った分だけかかります。

転入・転出時は、お住まいになっている建物に給水している町営水道または宮下簡易水道組合へ直接ご連絡ください。

■下水道使用料の計算方法

下水道使用水量=水道使用水量

下水道使用期間=水道使用期間

1か月当たりの下水道使用料(消費税抜き)

令和6年4月1日改定	
基本使用料	10m ³ まで1,266円
超過料(11m ³ 以上の分1m ³ につき)	158円

※使用水量が0m³でも基本料金はかかります。

[下水道使用料の算出方法]

基本料金+超過料金+消費税

湯河原町指定給水装置工事業者
湯河原町温泉工事公認業者 湯河原町指定下水道工事店

空調設備・給排水設備・設計施工
空調機器・ボイラー保守・点検・管理

有限会社 **ナミフサ設備**

お気軽にお問い合わせください

鍛冶屋335-12 ☎62-9295
FAX 62-1424

下水道の正しい使い方

☎ 下水道課 管理係 ☎63-1231



※町の下水道は分流式です。

雨水は、道路側溝や雨水管を通して川や海へ流れています。トイレ・台所などの雑排水は公共下水道管を通して浄水センターで処理されます。

1. ごみや油を流さない!

トイレや台所などから水に溶けないごみを流すと、排水管が詰まって流れなくなる原因となります。

※水洗トイレではトイレペーパー以外の紙は、使用しないでください。



2. 危険物を流さない!

ガソリンや灯油、シンナーなどを下水道に流すと爆発する恐れがあります。

強い酸やアルカリを示す排水を流すと排水設備や下水道管が溶けてしまいます。



下水道への接続のお願い

☎ 下水道課 管理係 ☎63-1231

下水道は水環境をよみがえらせ、未来の子どもたちに水環境のあるべき姿を伝えると共に、私たちの住みよい生活環境を造るために必要な施設です。

町では昭和60年から下水の処理を開始し、下水道を利用できる人口の割合は、令和4年度末で約93%となっています。

しかし、次の世代へ美しい水環境を引き渡すには、まだまだ住民の皆さんのご理解とご協力をいただく必要があります。

すでに供用を開始され、未だ下水道へ接続されていない方につきましては一日も早く下水道へ接続するようお願いいたします。

排水設備改造等助成制度

☎ 下水道課 管理係 ☎63-1231

町では、下水道に接続する工事費の一部を助成する制度があります。

■要件

- 個人所有の居住用家屋であること。
- 下水道を利用できるようになった日(供用開始告示日)から3年以内に接続工事が完了すること。
- 町税、下水道使用料などを滞納していないこと。

■助成金額

供用開始告示日から1年以内	工事費の1/3 (限度額100,000円)	助成金の対象となる工事費は30万円までです。
供用開始告示日から2年以内	工事費の1/10 (限度額30,000円)	
供用開始告示日から3年以内	工事費の1/20 (限度額15,000円)	

水道料金・下水道使用料の支払方法

☎ 水道課 管理係・下水道課 管理係

水道料金・下水道使用料の支払い方法については60ページ「町税などの納付方法」をご覧ください。

温泉

☎ 温泉課 施設係

湯河原町営温泉は、地域や条件により利用が限定されますので、詳しくは、温泉課までお問い合わせください。

■湯河原温泉の泉質・適応症・禁忌症

○泉質

ナトリウム・カルシウム－塩化物・硫酸塩温泉

○適応症・禁忌症

温泉の医効効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難ですが、温泉の適応症・禁忌症は、おおむね次のとおりです。

●一般的適応症

筋肉若しくは関節の慢性的な痛みまたはこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息または肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進

●泉質別適応症

きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症

●一般的禁忌症

病気の活動期(特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍または高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓または肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

建物・道路

景観計画の届け出

問 まちづくり課 計画係

家を建てる時や、増改築、塗り替えなどを行う場合には、建築物の色彩やデザイン、高さなど景観計画に定めた基準を守り、また、一定規模以上となる場合には、まちづくり課へ届け出が必要になります。

■届け出が必要な規模

- 家などを建てる場合
延床面積が150m² (温泉場地区では10m²)を超えるものまたは3階建て以上のもの
 - 外壁や屋根を塗り替える場合
塗り替える部分の面積の合計が50m² (温泉場地区では10m²)を超えるもの
- ※温泉場地区とは、万葉公園管理棟から不動滝までの商業地域の用途が指定されている区域です。

木造住宅耐震改修工事費等補助

問 まちづくり課 計画係

地震に強い安全なまちづくりを目指すため、「木造住宅耐震改修工事費等補助制度」を設けています。

■要件

- 木造住宅で建築工事の着手が昭和56年5月31日以前の建物
 - 在来工法による建物(枠組壁工法、プレハブ工法の建物は除きます。)
 - 自己用住宅であること。(兼用住宅の場合は居住部分が70%以上であること、アパート、長屋形式の建物は除きます。)
 - 町税などに滞納のない方
- ※上記のほかにも、要件がありますが、詳しくは、まちづくり課へお問い合わせください。

■補助金額

- 耐震診断費補助(一般診断または精密診断)
経費の1/2または50,000円を上限とします。
- 補強設計費補助
経費の1/2または100,000円を上限とします。
- 耐震改修工事費補助(現場監理費を含む)
経費の1/2または350,000円を上限とします。

住宅リフォーム等助成

問 地域政策課 企画係

町では、住環境の向上や町内経済の活性化、ブロック塀などの安全対策を推進するため、住宅リフォーム等助成事業を実施しています。

【助成内容】

- 1 住宅のリフォーム費用の一部を助成
- 2 住宅の庭木伐採、撤去および処分費用の一部を助成
- 3 組積造(ブロック塀など)の撤去および安全な工作物への設置費用の一部を助成

【共通事項】

- 申請できる方(すべて満たすこと)
 - ・申請者および同一世帯員が町税などを滞納していないこと。
 - ・町内の業者を利用すること。
 - ・暴力団員ではない者
- 請負業者(すべて満たすこと)
 - ・町内の業者であること。
 - ・町税などを滞納していないこと。
 - ・第三者に対し、全部の施工を委託し、または請け負わせないこと。
 - ・暴力団または暴力団員に関係していないこと。
- その他
 - ・住宅リフォーム助成、住宅庭木伐採等助成、組積造撤去等助成は個別に申請が可能です。
 - ※受付期間については、地域政策課までお問合せください。

■住宅リフォーム助成

※着手前に申請が必要です。

町内で自ら居住(店舗、事務所、倉庫などが併用されている住宅の場合は、自ら居住の用に供する部分に限る。)する住宅またはマンションなどの共同住宅は、その専有部分のリフォームを行う場合に、工事費用の一部を助成します。

○助成額(対象物件につき1回限り)

【対象工事費】工事費20万円以上(消費税除く)

【助成額】工事費の10%(上限10万円)

※住民登録なしの場合は、工事費の5%(上限5万円)

○申請時に必要なもの

- ・工事見積書の写し
- ・工事図面および内訳書
- ・リフォーム前の現場写真
- ・請負業者の課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団員と関係していない旨の誓約書
- ・居住者と所有者が異なる場合は、所有者の同意書



◆ 一般土木工事 ◆

造成工事 外構工事

解体工事 基礎工事 舗装工事

—— 外構工事プレゼン承ります ——

Marujin Jin 有限会社 丸仁土木 見積相談無料

鍛冶屋739 ☎62-4589 丸仁土木 検索

■住宅庭木伐採等助成

※着手前の申請は不要です。作業後に申請をしてください。

町内で自ら居住する住宅(共同住宅除く。)に付随する庭木の伐採、撤去および処分を行う場合の費用の一部を助成します。

○助成額(年度中につき1回限り)

【対象作業費】作業費3万円以上(消費税込み)

【助成額】作業費の20%(上限2万円)

※住民登録なしの場合は、作業費の10%(上限1万円)

○申請時に必要なもの

- ・領収書の写し
- ・庭木の伐採前の現場写真
- ・庭木の伐採後の現場写真
- ・請負業者の課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団員と関係していない旨の誓約書
- ・居住者と所有者が異なる場合は、所有者の同意書

■組積造撤去等助成

※着手前に申請が必要です。

町内の住宅(共同住宅含む。)に付随する道路などに面した組積造(ブロック塀など)の撤去および安全な工作物への設置費用の一部を助成します。

○助成額(対象物件につき1回限り)

【対象工事費】工事費10万円以上(消費税除く)

【助成額】工事費の10%(上限5万円。ただし、通学路に面する場合は10万円)

※住民登録なしの場合は、工事費の5%(上限2万5千円。ただし、通学路に面する場合は5万円)

○申請時に必要なもの

- ・工事見積書の写し
- ・工事図面および内訳書
- ・組積造(ブロック塀など)の撤去前の現場写真
- ・請負業者の課税台帳等閲覧承諾書兼暴力団又は暴力団員と関係していない旨の誓約書
- ・居住者と所有者が異なる場合は、所有者の同意書

道路管理者

道路名称など	区間など	道路管理者	備考
町道	町内	土木課 ☎63-2111	
農道・林道	町内	農林水産課 ☎63-2111	
国道135号	無料の一般道路 (海側)	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター ☎34-4141	旧国道135号 湯河原箱根仙石原
県道740号	無料の一般道路 (山側)		
県道75号	無料の一般道路		
真鶴道路(ブルーライン)	有料道路	神奈川県道路公社 真鶴道路管理事務所 ☎69-1441	有料の国道135号
湯河原パークウェイ	有料道路	伊豆箱根鉄道グループ ☎0460-83-6491	営業時間 6:00~22:00



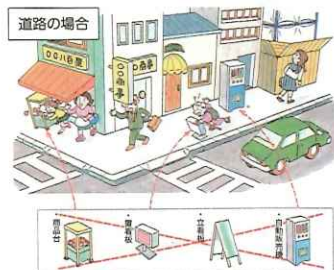
町の管理する道路や水路などを使用する場合は、事前に申請が必要です。

申請の種類	内 容
道路占用	町道に構築物を設置する場合(看板・電線・日除け・水道管など)
水路占用	河川や水路に構築物を設置する場合(通路など)
一時占用	町道や水路を一時的に占用する場合(祭典で露店を出す・通行止めにする、工事の仮設足場を組むなど)

原則として、申請から許可まで2週間程度かかり、占用料の負担があります。無許可で占用している対象物には原状回復命令を行う場合もあります。

○許可できないもの

看板や乗り上げブロックなど、道路の路面に直接置くものは許可できません。道路上に置かれたものが原因で、歩行者や自転車・バイクの転倒事故などが発生した場合、物を置いた人が事故の責任を問われることがあります。



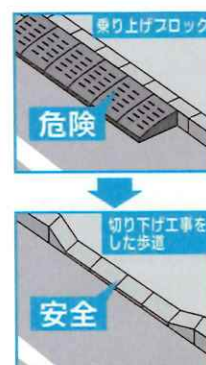
道路・水路などの維持管理について

町の管理する道路や水路などの構築物を撤去・改修・掘さくする場合は、事前に申請が必要です。

申請の種類	内 容
自費工事	出入りの為の歩道の切り下げ、排水溝・縁石の改修など
道路占用掘さく	埋設管などの占用時に町道を掘さくする場合

原則として、申請から許可まで2週間程度かかり、道路占用掘さくの場合路面復旧費などの負担があります。無許可で撤去・改修をした場合には原状回復命令を行う場合もあります。

道路との段差を解消したい場合は、縁石の切り下げ工事を自費(個人負担)で行うことができます。詳しくは、土木課にお問い合わせください。

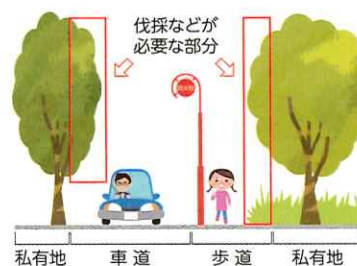


■道路上に張り出している樹木などの伐採のお願い

樹木が私有地から道路上に張り出していると、次のような危険があります。

- ①道路の見通しを悪くしたり、道路標識やカーブミラーなどを隠したりすることで、交通事故発生の原因となる可能性があります。
- ②樹木が歩道に覆いかぶさった場合、歩行者が樹木を避けるために車道を歩かなければならず、事故に巻き込まれる可能性があります。
- ③張り出した樹木に接触することで、車両を傷つけたり歩行者が怪我をしたりする可能性があります。

私有地から張り出している樹木などは土地所有者に所有権があり、災害などの緊急時を除き、町で伐採・枝払いをすることができません。樹木などが道路にはみ出していることが原因で事故などが発生した場合は、所有者が責任を問われることがありますので、剪定や伐採をするなど適正な管理をお願いします。



産業

農業

☎ 農林水産課 振興係

本町の農地は、相模灘に面し、静岡県との県境に流れる千歳川沿いにも出作農地があります。3方を箱根伊豆の山々に囲まれた丘陵地で、黒潮の影響を受けた年平均気温は16～17度で、冬暖かく夏比較的涼しい一年を通じて温暖な気候であることから、丘陵地を生かした農業が発展し、作付面積の99%は果樹が占め、温州みかんを中心に中晩柑、キウイフルーツなどが生産されています。

また一部では、湘南ゴールドなど優良品種への転換が行われています。

ふれあい農園貸付事業

☎ 農林水産課 振興係

ふれあい農園貸付事業は、農業者以外の方が、野菜・花などを栽培することにより自然にふれあい、農業に対する理解を深めることなどを目的として実施しています。

貸付期間	2年間(ただし、途中解約することができます。)期間満了後、引き続き対象農地を借り受けようとするときは、期間満了の1カ月前までに町に申し込み、2年を一区切りとして期間の延長を承認します。
貸付料	1区画(30m ²)年額9,000円
利用者	町内に住所がある方 町内に畑以外の固定資産を所有している方 暴力団員でない方
募集方法	広報ゆがわら、町ホームページで募集します。
選考方法	応募者多数の場合は、抽選会を実施します。
貸付区画数	1借受者につき1区画(追加貸付可)

農園概要

農園名	貸付区画数	所在地
<small>てんぼうやま</small> 天保山農園	34	吉浜1943-1
<small>こうど</small> 神戸農園	30	吉浜482-3
<small>しろぬまた</small> 第1白沼田農園	19	吉浜1908-3 吉浜1909-6
第3白沼田農園	31	吉浜1907-3
<small>まえくりば</small> 前菜場農園	18	吉浜1990-8
<small>かしわざさわ</small> 柏木沢農園	28	宮下758-1



農地法の許可申請

☎ 農業委員会(農林水産課内)

農地とは、耕作を目的とする土地であり、耕作以外の目的に利用することはできないと定められています。そのため、登記簿上の地目もしくは課税上の地目が「畑」または「田」の場合は、権利の移転や売買などを行う際に農地法の手続きが必要です。

農地の権利の設定や移転を行う場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。なお、相続などにより農地を取得した場合には、届け出が必要です。

農地を農地以外の目的(宅地・駐車場・資材置き場など)に利用する場合(一時的な耕作を目的としない利用も含む。)や、農地以外の目的で売買する場合には、農地転用の手続きが必要です。

農地転用は県知事または農林水産大臣が許可しますが、農地の場所によっては、転用が許可されない土地もあります。

林業

☎ 農林水産課 施設係

本町の林業は、気象・土壌などからスギ・ヒノキの適地として自然環境に恵まれています。間伐保育を積極的に推進していく一方、現状を踏まえ、森林の有する公益的な機能と地域の特質を生かした林業への取り組みを実施し、保育施策に必要な作業路などの適正な実施を図り、健全な森林の管理育成を推進しています。

○森林の土地の所有者届け出

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市区町村へ届け出をしてください。

○森林の伐採届け出

地域森林計画の対象となっている森林において、立木を伐採する場合は、届け出をしなければなりません。伐採30日～90日前に、市区町村へ届け出をください。

また、保安林である場合は、都道府県への許可申請・届け出が必要です。

漁業

☎ 農林水産課 施設係

本町の漁業拠点、福浦にあり、町の南東に位置し、周辺は相模灘に面した岩場など美しい自然に囲まれています。

主力漁業は定置網で、県内外へ供給しています。漁業の特性から年によって漁獲量が大きく変動するため、県などの支援を受けて、漁獲の安定確保を図るとともに、多様化する海洋性レクリエーションと漁業の調和を促進しています。

公園施設

海浜公園テニスコート 問 まちづくり課 施設係

申込先	海浜公園管理事務所 ☎63-0480		
休場日	年末年始(12/28~1/3)		
使用時間	区 分		開場時刻
	4月~6月・9月	平日	16:00
		土・日・祝	17:00
	7月・8月	平日	9:00
		土・日・祝	18:00
10月~3月	平日	16:00	
	土・日・祝		
	※7月~9月は指定管理者の自主事業により開場時刻が8:00ですが変更となる可能性があります。		
申し込み	海浜公園管理事務所に直接または電話にて申し込みください。申し込みは、次の期日から先着順になります。		
	町内の方	使用する月の2か月前の1日から	
	町外の方	使用する月の1か月前の1日から	
	※町外の方で、町内の旅館、寮、保養所および民宿に宿泊する方の申し込みは、町内の方の期日となります。ただし、宿泊施設から申請があった場合に限りです。		
施設内容	テニスコート4面		
使用料金	コート使用料(1面1時間につき)		
	町内の方	800円	
	町外の方	1,200円	
	ラケットレンタル料		
	1本1回につき	300円	

海浜公園プール 問 まちづくり課 施設係

回数券 購入先	まちづくり課	☎63-2111	
	駅前観光案内所	☎63-4181	
	海浜公園管理事務所	☎63-0480	
使用期間	海の日直前の土曜日~8/31		
休園日	期間中は無休 ※荒天により臨時休業することがあります。		
使用時間	9:00~17:00(最終入場時間は16:30) ※小学生で保護者の付き添いがない場合は、16:00までのご利用になります。		
施設内容	子どもプール、25mプール、流れるプール		
使用料金	入場券	大人	500円
		子ども	300円
	町民回数券	大人(10回分)	3,000円
		子ども(10回分)	1,000円
	一般回数券	大人(11回分)	5,000円
子ども(11回分)		3,000円	
温水シャワー	1回につき	100円	
大人:15歳以上の方(中学生を除く。) 子ども:小学生および中学生 小学生未満:無料(保護者の同伴が必要) ※車で越しの方は、別途駐車料金がかかります。			

幕山公園バーベキュー 問 まちづくり課 施設係

申込先	幕山公園管理棟
使用期間	4/1~10/31
使用時間	9:00~16:00
申し込み	管理棟にある申請紙に必要事項をご記入のうえ、管理棟の受付に提出もしくは、管理棟のポストへ投函してください。 ※予約はできません。当日、管理棟での申し込みのみになります。
使用場所	バーベキュー許可ゾーン(公園内地図看板参照)
使用料金	無料
注意事項	○地面に直接炉を設けたり、地面で直接火を燃やすことは禁止します。足のあるバーベキューコンロをお持ちください。 ○鉄板・食器などを洗う際に、河川の水を利用したり、河川に直接排水しないでください。 ○バーベキュー道具などの貸し出しや、食料品などの販売はしていません。

ゆめ公園(総合運動公園)多目的広場

問 まちづくり課 施設係

申込先	パークゴルフ場受付	☎・FAX 63-7288	
休場日	年末年始(12/28~1/3)		
使用時間	多目的広場		
	9:00~21:00 ※駐車場の門扉開閉時間は、8:30~18:00までになります。 ※大会などで使用する場合は、8:00~21:00までになります。		
申し込み	公園使用許可申請書を直接パークゴルフ場受付へ、または郵送・ファックスにより申請してください。 申し込みは、使用日の2か月前から先着順になります。		
使用料金	多目的広場		
	町内の方	全面使用 1時間につき	2,000円
		半面使用 1時間につき	1,000円
	町外の方	全面使用 1時間につき	4,000円
半面使用 1時間につき		2,000円	
※半面使用は、小学生以下で構成された団体が使用する場合または使用目的がソフトボールの場合に限りです。 ※町外の方で、町内または熱海市泉の旅館、寮、保養所および民宿に宿泊する方の使用料は、町内の方の料金となります。ただし、宿泊施設から申請があった場合に限りです。			

備考

- 町内の方または町民とは次のとおりです。
○湯河原町を含む県西地域構成市町に在住、在勤、在学の方 ○熱海市に在住の方
※上記の方は、町民証、運転免許証、その他住所を確認できるものをお持ちください。
- 町外の方とは、上記以外の方です。



ゆめ公園(総合運動公園)パークゴルフ場
 ㊦ まちづくり課 施設係

申込先	パークゴルフ場受付 ㊦63-7288			
休場日	毎週木曜日、年末年始(12/28~1/3) ※木曜日が休日の場合は、その前日となります。			
使用時間	区 分		開場時刻	
	4月~6月・9月	平日	16:00	
		土・日・祝	17:00	
	7月・8月	平日	9:00	18:00
		土・日・祝		
10月~3月	平日	16:00		
	土・日・祝			
使用料金	1回	大人	200円	
		子ども(中学生以下)	100円	
	1日券	大人	500円	
		子ども(中学生以下)	250円	
貸靴	1足	50円		

※カカトのある靴、スパイクシューズ、サンダルでは入場できません。

海辺公園ドッグラン ㊦ まちづくり課 施設係

申込先	海辺公園ドッグラン受付小屋(登録は役場まちづくり課)		
休場日	毎週火曜日(祝日、年末年始の場合を除く。)		
使用時間	区 分		開場時刻
	1月~3月・10~12月	8:30	16:30
			17:30
	4月~5月	7:00	18:30
	6月		18:30
7月~8月	18:30		
9月	17:30		
使用料金	町内の方	無料	
	町外の方	犬1頭1回につき200円	
注意事項	事前登録をしていない方の手続きは、使用する際に受付小屋に ・犬の鑑札または、マイクロチップ識別番号の証明書 ・狂犬病予防接種注射済票(1年以内のもの) ・狂犬病予防接種を行った日がわかる書類(愛犬手帳、狂犬病予防注射済証など) ・使用申請者(飼い主)の本人確認書類(運転免許証など)をお持ちいただき使用申請書に記入していただく必要があります。書類の不備の場合は使用いただけません。ご了承ください。		

備考
 1. 町内の方または町民とは次のとおりです。
 ○湯河原町を含む県西地域構成市町に在住、在勤、在学の方 ○熱海市に在住の方
 ※上記の方は、町民証、運転免許証、その他住所を確認できるものをお持ちください。
 2. 町外の方とは、上記以外の方です。

ゆめ公園(総合運動公園)弓道場
 ㊦ 社会教育課 スポーツ振興係 ㊦62-1125

申込先	パークゴルフ場受付 ㊦63-7288			
休場日	毎週木曜日、年末年始(12/28~1/3) ※木曜日が休日の場合は、その前日となります。			
利用時間	区 分		開場時刻	
	4月~6月・9月	平日	16:00	
		土・日・祝	17:00	
	7月・8月	平日	9:00	18:00
		土・日・祝		
10月~3月	平日	16:00		
	土・日・祝			
利用料金	区 分		時間	
	個人利用	町内の者	3時間	
		町外の者	3時間	
	専用利用	町内の者	1時間	
町外の者		1時間		
注意事項	〈個人利用〉 ・初段以上の認許を取得している人。 ・段位を持っていない人が個人で利用する場合は、初段以上の認許を受けている指導者がいること。 ・その他要項・安全マニュアルを守ること。			
	〈専用利用〉 ・初段以上の認許を取得している指導者がいること。 ・安全管理には充分注意すること。 ・その他要項・安全マニュアルを守ること。			



町営駐車場

温泉場周辺

区分	開設時間	供用方法	自動車などの種類	料金
1 万葉公園第1駐車場 (宮上475-1)	24時間	月ぎめ駐車	普通自動車	1区画ごとに10,000円(申し込み:財政課)
2 万葉公園第2駐車場 (宮上565-6)		時間駐車	普通自動車	1時間ごとに100円(最高限度額1,000円/1日) (最初の1時間のうち駐車開始後15分までは無料)
3 万葉公園第3駐車場 (宮上573)		時間駐車	普通自動車	1時間ごとに100円(最高限度額1,000円/1日) (最初の1時間のうち駐車開始後15分までは無料)
4 町立湯河原美術館駐車場 (宮上623-1) ☎63-7788		時間駐車	大型自動車	1時間ごとに300円(最高限度額1,800円/1日) ※要予約
			普通自動車	1時間ごとに100円(最高限度額1,000円/1日) ※要予約
5 湯河原温泉場駐車場 (宮上534-1)	時間駐車	二輪車	1時間ごとに50円(最高限度額500円/1日) ※要予約	
		大型自動車	1時間ごとに300円(最高限度額1,800円/1日) (最初の1時間のうち駐車開始後15分までは無料)	
	普通自動車	1時間ごとに100円(最高限度額1,000円/1日) (最初の1時間のうち駐車開始後15分までは無料)		
	月ぎめ駐車	普通自動車	1区画ごとに10,000円(申し込み:財政課)	

湯河原駅周辺

区分	開設時間	供用方法	自動車などの種類	料金
6 湯河原駅前広場駐車場 (土肥1-2-2)	24時間	時間駐車	普通自動車	30分ごとに100円 (最初の30分のうち駐車開始後15分までは無料)
7 湯河原駅臨時第1駐車場 (宮下653-11)		時間駐車	普通自動車	30分ごとに100円(最高限度額1,000円/1日) (最初の30分は無料)
		定期駐車	二輪車	1か月2,500円、3か月7,350円、6か月14,400円 (申し込み:駅前観光案内所)
		一時駐車		1回ごとに200円
8 湯河原駅臨時第2駐車場 (門川1479-10)		定期駐車	二輪車	1か月2,500円、3か月7,350円、6か月14,400円 (申し込み:駅前観光案内所)
9 湯河原駅臨時第3駐車場 (土肥1-7-24)		時間駐車	普通自動車	30分ごとに100円(最高限度額1,000円/1日) (最初の30分のうち駐車開始後15分までは無料)
		月ぎめ駐車	普通自動車	1区画ごとに11,000円(申し込み:財政課)
		一時駐車	自転車	無料

海岸周辺

区分	開設時間	供用方法	自動車などの種類	料金
10 湯河原海浜公園駐車場 (門川111)	9:00~ 17:00	プール 開催期間	普通自動車	1回ごとに1,000円
			二輪車	1回ごとに300円
	24時間	上記以外の期間 (時間駐車)	普通自動車	30分ごとに100円(駐車開始後2時間までは無料) 24時間 最大1,000円
11 湯河原町ヘルシープラザ 駐車場 (吉浜863)	7:00~ 21:00	海水浴場 開設期間	普通自動車	1回ごとに1,000円
			二輪車	1回ごとに300円
	9:00~ 21:00	上記以外の期間	普通自動車	1回ごとに1,000円
			二輪車	1回ごとに300円

中央区周辺

区分	開設時間	供用方法	自動車などの種類	料金
12 湯河原町民体育館 駐車場 (中央2-21-1)	24時間	時間駐車	大型自動車	1時間ごとに300円(最高限度額1,800円/1日)
			普通自動車	1時間ごとに100円(最高限度額1,000円/1日)
			二輪車	1時間ごとに50円(最高限度額500円/1日)

注1 普通自動車とは、積載物または取付物を含めて長さ5.0m、幅1.8m、高さ2.0m、重さ2tを超えないものに限る。また、二輪車については自動二輪車および原動機付自転車とする。
 注2 町立湯河原美術館の入館者、ヘルシープラザ、防災コミュニティセンター、町民体育館の利用者が各施設の駐車場を使用する場合は無料とする。
 また、海浜公園プールおよびテニスコートの利用者が各施設の駐車場を使用する場合は、当該規定料金の2分の1の額(10円未満の端数は切り上げ)とする。

ペット

ペットは正しく飼いましょう

問 環境課 保全係

ペットも家族そして社会の一員です。

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、近隣に迷惑をかけないようにする責任があります。

■飼い主の方へ ～守ってほしい5か条～

- 1 動物の習性などを正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう。
- 2 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。
- 3 むやみに繁殖させないようにしましょう。
- 4 動物による感染症の知識を持ちましょう。
- 5 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう。

■犬の登録と狂犬病予防注射

	登録	狂犬病予防注射
対象	生後91日以上の子犬 ※生涯に一度	生後91日以上の子犬 ※毎年1回(原則4～6月)の注射が義務付けられています。
費用	登録手数料 1頭当たり3,000円	注射済票交付手数料1頭当たり550円および注射料金(集合注射の場合3,100円) ※動物病院で接種した場合、病院で出された予防注射済証を環境課に提出して、注射済票の交付を受けてください。
場所	環境課	集合注射を毎年4月頃に実施します。 日程などについては、「広報ゆがわら」または「案内はがき」などでお知らせします。 集合注射で受けられない場合は、動物病院にて接種してください。
必要なもの	飼い主の住所・氏名・連絡先・犬の名前・生年月日・性別・毛色・犬種などを登録用紙に記入していただきます。	集合注射の場合は、町からの案内はがきと愛犬手帳
備考	登録された犬1頭につき、1枚の鑑札と愛犬手帳をお渡します。	注射した犬1頭につき、1枚の注射済票をお渡します。

■犬が死亡したとき

飼っていた犬が死亡したときは、必ず環境課に届けてください。

■飼えなくなった犬(猫)の相談

やむを得ず飼えなくなった犬猫の引き取りは、神奈川県動物愛護センター(☎0463-58-3411)へご相談ください。

■犬の転入と転出について

登録した住所地から飼い犬と共に転入または転出した場合も、市区町村への届けが必要です。

	転入	転出
届出先	環境課	新住所地の市区町村の畜犬担当課
届出書類	犬の登録事項変更届(環境課に用紙があります。)	新住所地の市区町村で転入の届出書に記入
必要なもの	○前住所地で交付された犬の鑑札と愛犬手帳など 犬の登録状況について詳しく分かるもの ○前住所地でマイクロチップ識別番号で登録している場合、登録証明書の写し	湯河原町で交付した犬の鑑札と愛犬手帳を持って、転入手続きをしてください。
費用など	○前住所地で交付された犬の鑑札があれば、湯河原町で新たに交付する鑑札と無料交換します。 ○紛失の場合などは再交付となり、再交付手数料1,600円がかかります。	新住所地の市区町村の畜犬担当課にお問い合わせください。
備考	町内で住所変更した場合も手続きが必要です。	

猫を飼っている皆さんへ

問 環境課 保全係

猫も家族をいやしてくれる一員です。しかし、気づかない間に周囲に迷惑をかけていたということにならないためにも次のことを守りましょう。

- 猫の身元がわかるようにしましょう。
- 外でのエサの放置はやめましょう。
- 不妊・去勢の手術をしましょう。
- トイレのしつけはしっかりしましょう。
- 不慮の事故防止のため、室内飼いをしましょう。

猫不妊去勢手術費助成金

問 環境課 保全係

町内で猫を飼っているまたは飼い主のいない猫を保護している方で猫の不妊・去勢手術をした場合、費用の一部を助成します。

助成金額	メス(不妊手術)	手術費の1/2以内	※1世帯につき 1年度2匹まで助成します。
		1匹当たり 限度額3,000円	
	オス(去勢手術)	手術費の1/2以内	
		1匹当たり 限度額2,000円	

野良猫にエサをあげている方へ

おなかをすかせた猫たちにエサをあげる優しい気持ちが、かえって周囲のトラブルになっていることが多くあります。かわいそうだからとエサをあげるだけだと多くのトラブルや不幸な猫を増やすことになってしまいますので、エサをあげる気持ちがあれば、エサやり以外の世話をを行うとともに、近隣に声をかけ理解を求めるなどの配慮をお願いします。

災害時への備えについて

問 環境課 保全係

大規模災害が発生した際には、一緒に飼っているペットも同じく被災します。

災害が起きてから慌てないように、日頃からペットも災害への準備をしておきましょう。

日頃からの適正飼育を。
登録や予防注射をきちんとしていますか？
鑑札・迷子札などを日頃からつけていますか？
持ち出すものの準備はできていますか？
避難所では周辺への気配りを。



空と海
しん きち じょうこう こうえん ぼち
新・吉祥公園墓地

永代供養墓
樹木葬

大切な家族の一員
ペットと共に
眠れるのが魅力

須藤石材株式会社 須藤吉祥公園 投案

受付時間：9:00～17:00 吉浜尻 1967-13 ☎0120-25-1131

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dotted lines.



コミュニティバス時刻表

【真鶴駅行き】（令和2年4月1日～）

停留所名称	時 刻									
湯河原駅	7:25	8:30	9:55	10:55	12:10	13:25	14:35	15:45	17:15	18:25
城 堀	7:26	8:31	9:56	10:56	12:11	13:26	14:36	15:46	17:16	18:26
広崎公園前	7:27	8:32	9:57	10:57	12:12	13:27	14:37	15:47	17:17	18:27
防災コミュニティセンター	7:29	8:34	9:59	10:59	12:14	13:29	14:39	15:49	17:19	18:29
子育て支援センター	7:31	8:36	10:01	11:01	12:16	13:31	14:41	15:51	17:21	18:31
幕山公園通り	7:32	8:37	10:02	11:02	12:17	13:32	14:42	15:52	17:22	18:32
新 崎 橋	7:33	8:38	10:03	11:03	12:18	13:33	14:43	15:53	17:23	18:33
千 歳 ケ 岡	7:34	8:39	10:04	11:04	12:19	13:34	14:44	15:54	17:24	18:34
吉浜小学校前	7:35	8:40	10:05	11:05	12:20	13:35	14:45	15:55	17:25	18:35
花 水	7:36	8:41	10:06	11:06	12:21	13:36	14:46	15:56	17:26	18:36
ゆうゆうの里前	7:37	8:42	10:07	11:07	12:22	13:37	14:47	15:57	17:27	18:37
白 沼 田	7:38	8:43	10:08	11:08	12:23	13:38	14:48	15:58	17:28	18:38
前 栗 場	7:39	8:44	10:09	11:09	12:24	13:39	14:49	15:59	17:29	18:39
前栗場配水池	↓	↓	↓	11:10	↓	13:40	↓	↓	17:30	↓
ゆめ公園下	↓	↓	↓	11:11	↓	13:41	↓	↓	17:31	↓
ゆめ公園	↓	↓	↓	11:12	↓	13:42	↓	↓	17:32	↓
兔 沢	↓	↓	↓	11:13	↓	13:43	↓	↓	17:33	↓
下 兔 沢	↓	↓	↓	11:14	↓	13:44	↓	↓	17:34	↓
真鶴聖苑入口	↓	↓	↓	11:15	↓	13:45	↓	↓	17:35	↓
真鶴中学校	↓	↓	↓	11:16	↓	13:46	↓	↓	17:36	↓
天 保 山	7:40	8:45	10:10	↓	12:25	↓	14:50	16:00	↓	18:40
庵 寺 前	7:41	8:46	10:11	↓	12:26	↓	14:51	16:01	↓	18:41
川 堀	7:42	8:47	10:12	↓	12:27	↓	14:52	16:02	↓	18:42
福 浦 入 口	7:43	8:48	10:13	11:17	12:28	13:47	14:53	16:03	17:37	18:43
真 鶴 駅	7:48	8:53	10:18	11:23	12:33	13:53	14:58	16:08	17:43	18:48
所要時間	23分	23分	23分	28分	23分	28分	23分	23分	28分	23分

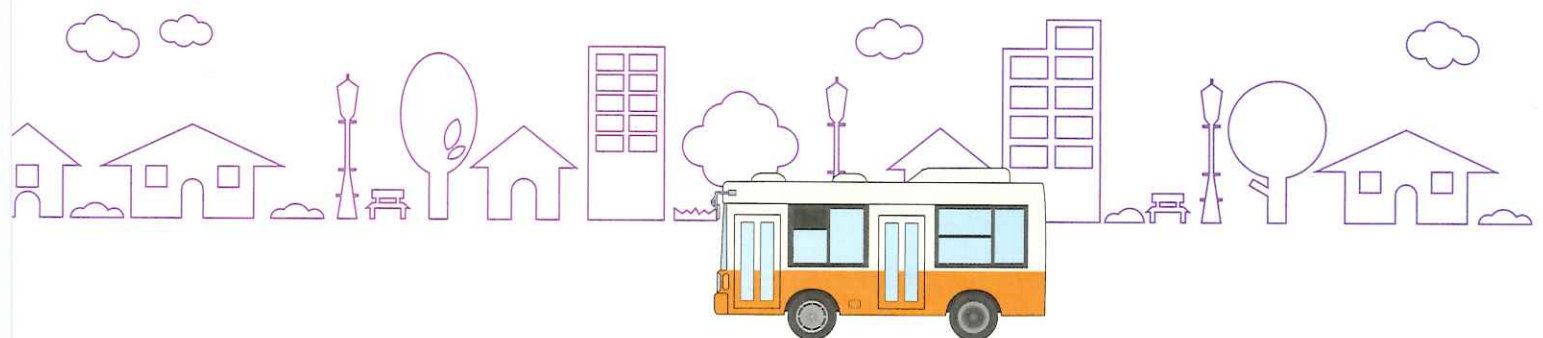
※青色は、ゆめ公園-兔沢経由です。



【湯河原駅行き】（令和2年4月1日～）

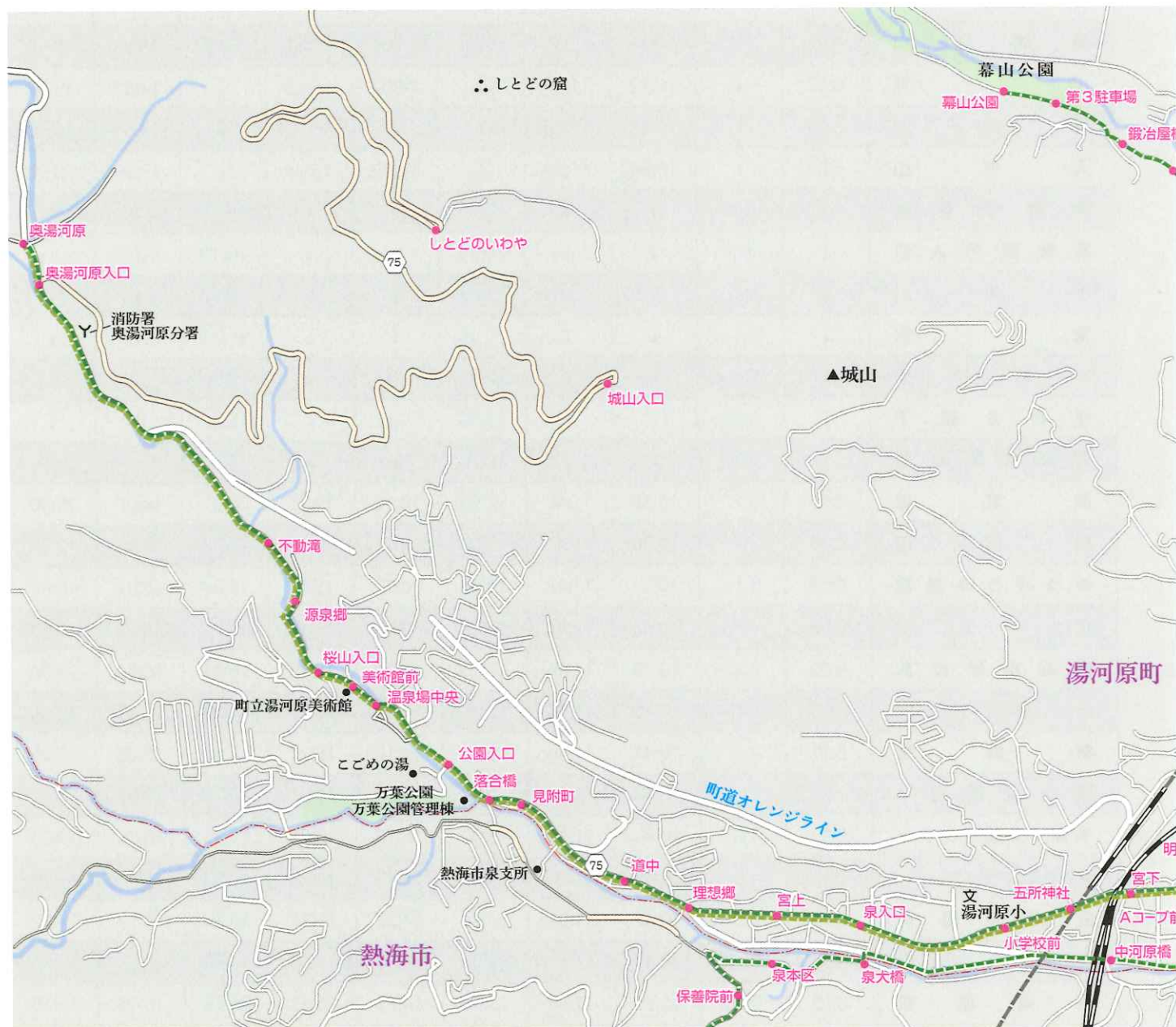
停留所名称	時刻										
	8:00	9:05	10:30	11:35	12:40	14:05	15:10	16:15	17:55	18:55	
真鶴駅	8:00	9:05	10:30	11:35	12:40	14:05	15:10	16:15	17:55	18:55	
福浦入口	8:01	9:06	10:31	11:36	12:41	14:06	15:11	16:16	17:56	18:56	
川堀	8:02	↓	10:32	11:37	↓	14:07	15:12	↓	17:57	18:57	
庵寺前	8:03	↓	10:33	11:38	↓	14:08	15:13	↓	17:58	18:58	
天保山	8:04	↓	10:34	11:39	↓	14:09	15:14	↓	17:59	18:59	
真鶴中学校	↓	9:07	↓	↓	12:42	↓	↓	16:17	↓	↓	
真鶴聖苑入口	↓	9:09	↓	↓	12:44	↓	↓	16:19	↓	↓	
下兔沢	↓	9:10	↓	↓	12:45	↓	↓	16:20	↓	↓	
兔沢	↓	9:11	↓	↓	12:46	↓	↓	16:21	↓	↓	
ゆめ公園	↓	9:14	↓	↓	12:49	↓	↓	16:24	↓	↓	
ゆめ公園下	↓	9:15	↓	↓	12:50	↓	↓	16:25	↓	↓	
前栗場配水池	↓	9:16	↓	↓	12:51	↓	↓	16:26	↓	↓	
前栗場	8:05	9:17	10:35	11:40	12:52	14:10	15:15	16:27	18:00	19:00	
白沼田	8:06	9:18	10:36	11:41	12:53	14:11	15:16	16:28	18:01	19:01	
ゆうゆうの里前	8:07	9:19	10:37	11:42	12:54	14:12	15:17	16:29	18:02	19:02	
花水	8:08	9:20	10:38	11:43	12:55	14:13	15:18	16:30	18:03	19:03	
吉浜小学校前	8:09	9:21	10:39	11:44	12:56	14:14	15:19	16:31	18:04	19:04	
千歳ヶ岡	8:10	9:22	10:40	11:45	12:57	14:15	15:20	16:32	18:05	19:05	
新崎橋	8:11	9:23	10:41	11:46	12:58	14:16	15:21	16:33	18:06	19:06	
幕山公園通り	8:12	9:24	10:42	11:47	12:59	14:17	15:22	16:34	18:07	19:07	
子育て支援センター	8:13	9:25	10:43	11:48	13:00	14:18	15:23	16:35	18:08	19:08	
防災コミュニティセンター	8:15	9:27	10:45	11:50	13:02	14:20	15:25	16:37	18:10	19:10	
広崎公園前	8:17	9:29	10:47	11:52	13:04	14:22	15:27	16:39	18:12	19:12	
城堀	8:18	9:30	10:48	11:53	13:05	14:23	15:28	16:40	18:13	19:13	
湯河原駅	8:23	9:35	10:53	11:58	13:10	14:28	15:33	16:45	18:18	19:18	
所要時間	23分	30分	23分	23分	30分	23分	23分	30分	23分	23分	

※青色は、ゆめ公園・兔沢経由便です。



湯河原バス路線図

湯河原駅真鶴駅間の路線バスが運行していない地域において、町民の皆さんの移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行を行っています。



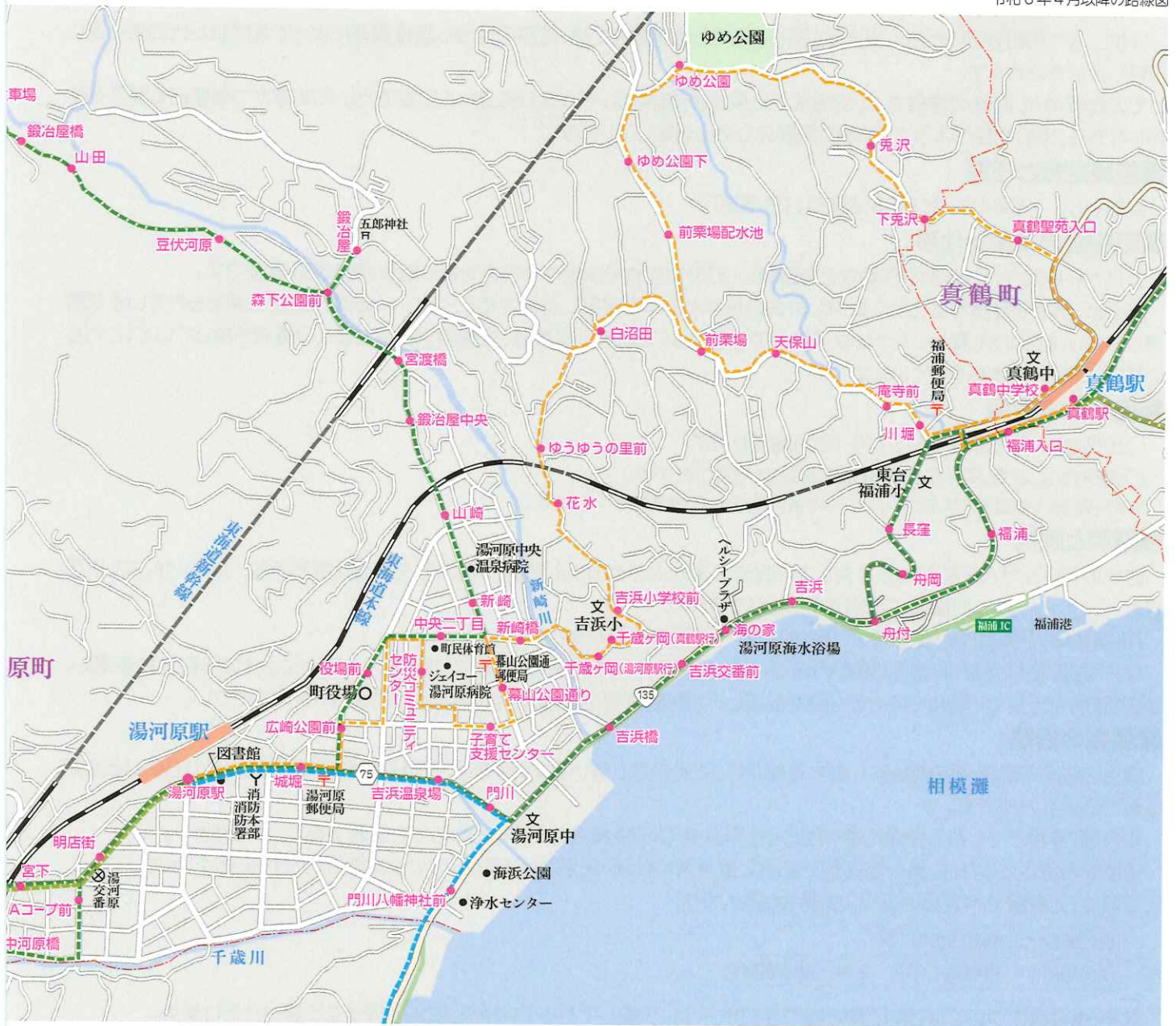
生活環境

コミュニティバス

- バス停 ● 路線 - - - -
 - 運行区間 湯河原駅～真鶴駅
 - 所要時間 23分(ゆめ公園・兎沢経由は約30分)
 - 運行便数 10往復20便/日
(内、3往復6便はゆめ公園・兎沢経由)
 - 運賃 大人 210円 小人 110円
- 問い合わせ 地域政策課 企画係
- ※車内のお忘れ物などについては箱根登山バス株式会社へお問い合わせしてください。
- 箱根登山バス株式会社 湯河原営業所 ☎62-2776

路線バス

- バス停 ● 路線 - - - -
- 箱根登山バス株式会社 湯河原営業所 ☎62-2776
- バス停 ● 路線 - - - -
- 伊豆箱根バス株式会社 湯河原駅前案内所 ☎62-2555
- バス停 ● 路線 - - - -
- 株式会社東海バス 熱海営業所 ☎0557-85-0381



議会・選挙・行政

議会・選挙

町議会

問 議会事務局

私たちの湯河原町を、明るく住みよいまちにするためには、町民一人一人が参加して意思を決め、自分たちの手で実行していくことが理想的です。

しかし、多くの町民が1か所に集まって話し合うことは困難なため、町民の中から直接選挙によって選ばれた代表者を通じて話し合いがされます。

その代表者が、町議会議員です。町議会と町長(執行機関)は、それぞれ独立した立場で互いに対等かつ緊張ある関係を保ちながら、車の両輪のように、町政の発展のために活動しています。

■議員定数と任期

定数14人 任期4年(令和6年3月31日任期満了)

■町議会の役割と仕事

町長から提案された条例や予算などを審議し、町の方向性を決定する役割を担う議決機関が町議会です。

議会は、議案を審議することによって、町民の皆さんの声を事業に反映させるとともに、事業が適正に進められているか監視しており、町民の代表として十分な活動ができるように議決権、調査権、監査請求権など多くの権限を持っていて、これらの権限に基づき、仕事をしています。

■議会の本会議

○定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)開かれます。

○臨時会は、必要があるとき、回数に制限なく開かれます。

※議会の日程や審議内容は、町ホームページや議会だよりなどでお知らせしています。

■請願と陳情

町民の皆さんが、国・県・町などに対して意見や要望があるときには、請願や陳情の文書を直接お持ちいただくか、または郵送などの方法により、町議会に提出することができます。

「請願」は紹介議員が必要ですが、「陳情」は紹介議員の必要がありません。

なお、請願書・陳情書は、請願(陳情)の趣旨、提出年月日および請願(陳情)者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願(陳情)者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名し、または記名押印のうえ提出してください。

■議会の傍聴

議会の様子を議場や協議会室へ来て見聞することを傍聴と言います。傍聴は、町議会活動に触れたり、町の方針などを知る最も身近な方法です。

本会議(議場で行われる会議)と委員会(常任委員会・特別委員会など)は、どなたでも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議会事務局で傍聴人受付簿に住所、氏名などを記入のうえ、傍聴券の交付を受けてください。

定員は、先着順で本会議は20人、委員会は6人です。

受付時間	開催日の9:00～
受付場所	役場第1庁舎 2階 議会事務局

なお、本会議については、第1庁舎1階の住民ホールに設置してあるテレビで、議会の様子をご覧いただけます。



選挙権

問 選挙管理委員会

日本国民で満18歳以上の方は、衆議院議員と参議院議員の選挙権があります。また、引き続き3か月以上同じ区域(都道府県や市町村)に住所がある方は、その区域の議会議員と長の選挙権があります。

被選挙権

問 選挙管理委員会

日本国民で次のような条件を満たしている方は、議員または長の被選挙権(公職の選挙で候補者となり、当選人となることのできる権利)があります。

■衆議院議員・町長

年齢満25歳以上であること。

■参議院議員・県知事

年齢満30歳以上であること。

■県議会議員・町議会議員

年齢満25歳以上で、その選挙の選挙権があること。

選挙権、被選挙権の欠格事項

問 選挙管理委員会

選挙権、被選挙権とも、次の人は除かれます。

■禁錮以上の刑に処せられ受刑中の人など

選挙人名簿の登録

問 選挙管理委員会

選挙人名簿とは、住民基本台帳に記録されている方のうち、選挙権がある方を登録してある名簿のことです。選挙権がある方でも、名簿に登録されていない方は投票ができません。登録されるには、住民票が作成された日(転入された方は転入届を提出した日)から、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていることが条件になります。選挙人が一度この名簿に登録されると、死亡・転出などの異動が生じない限り、永久に登録されます。

■名簿の閲覧

選挙人名簿は、定期的に登録される定時登録(3月、6月、9月、12月)と、選挙が行われるときに登録される選挙時登録があり、選挙人名簿の登録後、選挙人名簿登録の確認、政治活動や政治・選挙に関する調査研究のため、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出をした場合、一定期間を除いて選挙人名簿を閲覧することができます。

■在外選挙人名簿の登録

- 国外に居住する満18歳以上の日本国民であること。(居住国への帰化などにより日本国籍を失った人は対象になりません。)
- 引き続き3か月以上その人の住所を管轄する領事官(大使や総領事)の管轄区域内に住所があること。本人の登録申請に基づき、随時在外選挙人名簿へ登録をし、名簿登録後、国政選挙の投票ができます。
- 登録の申請には、出国前に国外へ転出する際に町へ申請する「出国時申請」と出国後に居住している区域を管轄する領事官へ申請する「在外公館申請」があります。

投票の方法

問 選挙管理委員会

選挙人名簿に登録され、選挙権のある方には、投票所の入場券が郵送されます。投票所は、入場券に記載された場所です。万一、入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、選挙管理委員会へお問い合わせください。

■代理投票

身体の不自由な方や字が書けない方は、係員が代筆する代理投票制度があります。投票所の係員に申し出てください。

■点字投票

目の不自由な方で点字のできる方は、点字器と点字用投票用紙を用意してありますので、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票をするときは

問 選挙管理委員会

仕事や病気、旅行など、法に定める一定の事由により投票日当日に投票ができないと見込まれる場合に、前もって投票することを期日前投票といいます。

期日前投票する人は、期日前投票所において宣誓書を提出し、投票用紙の交付を受けて投票をし、投票箱に投函します。期間は、選挙告(公)示日翌日から選挙期日の前日までで、時間は毎日午前8時30分から午後8時までです。

郵便などによる不在者投票(在宅投票)をするときは

問 選挙管理委員会

身体に重度の障がいがある方(身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方)で、その障がいの程度が一定の条件を満たしている方、要介護5の方は、郵便等投票証明書の発行を受ければ、選挙ごとに自宅で投票することができます。不在者投票をするときには、「郵便等投票証明書」を提示して選挙期日の4日前までに投票用紙を請求してください。



広報・広聴

広報ゆがわら

☎ 秘書広報室

広報ゆがわらは、毎月1日に発行し、新聞折り込みにより各家庭にお届けしています。

新聞を購読されていないご家庭については、役場本庁舎、防災コミュニティセンター、図書館、駅前観光案内所などの町の施設や郵便局、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、金融機関などにも置いてありますので、ご利用ください。

■ 広報ゆがわら配布場所 (令和5年3月31日現在)

地区名	配布施設
福浦	福浦漁業協同組合、福浦会館
川堀	福浦郵便局、福浦幼稚園
吉浜	ヘルシープラザ、文化福祉会館、エスポート湯河原店
鍛冶屋	鍛冶屋会館、社会福祉協議会、セブンイレブン湯河原鍛冶屋店、ハンディホームセンター湯河原店
門川	門川会館
城堀	図書館、駅前観光案内所、湯河原駅改札口付近、湯河原郵便局、さがみ信用金庫湯河原支店、セブンイレブン湯河原城堀店、ローソン湯河原城堀店
宮下	湯河原駅前郵便局、宮下会館、Aコープゆがわら店、小田原百貨店湯河原店、横浜銀行湯河原支店、かながわ西湘農業協同組合湯河原支店、セブンイレブン湯河原サンサン通り店、セブンイレブン湯河原土肥5丁目店、ファミリーマート湯河原土肥5丁目店、ローソン湯河原町土肥店、クリエイトエス・ディー湯河原土肥店、ウエルシア湯河原店、エス・シーリビング
宮上	宮上会館、スルガ銀行湯河原支店、さがみ信用金庫宮上支店、セブンイレブン湯河原宮上店、ローソン湯河原宮上店、クリエイトエス・ディー湯河原宮上店
温泉場	湯河原温泉郵便局、こごめの湯、町立湯河原美術館
奥湯河原	消防奥湯河原分署
中央	役場(住民課、秘書広報室、観光課、社会福祉課)、保健センター、防災コミュニティセンター、マックスバリュ湯河原店、子育て支援センターゆたぼん、かながわ西湘農業協同組合湯河原中央支店、セブンイレブン湯河原中央2丁目店、ローソン湯河原中央一丁目店、クリエイトエス・ディーアクロスプラザ湯河原店、幕山公園通郵便局

真鶴町

真鶴駅改札口付近、セブンイレブン真鶴駅西店

町民カレンダー

☎ 秘書広報室

町民カレンダーは、年間のイベント情報や、ごみ収集日、町施設の休館・休業情報、休日当番医、防災避難場所マップ、医療施設ガイドなど、暮らしに役立つ情報が掲載されているカレンダーです。

12月の中旬から、翌年分のカレンダーの配布を開始しています。

配布開始日については広報ゆがわら12月号でお知らせします。

配布方法は、区会を通じて、1世帯に1部ずつ配布します。区会に加入していない世帯や新しく湯河原町に転入してきた方など、町民カレンダーがお手元に届かない方や、「2世帯住宅なのでもう1部欲しい」という方は、お近くの各公共施設でお受け取りください。

配布場所

役場(住民課、秘書広報室)、保健センター、防災コミュニティセンター、駅前観光案内所、図書館、ヘルシープラザ、町立湯河原美術館

ホームページ

☎ デジタル推進室

町政情報や各課からの情報を随時更新しています。

■ ホームページのURL

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>

ゆがわらメールマガジン

☎ デジタル推進室

ゆがわらメールマガジンは、防災・防犯に関する緊急情報から観光、イベント、募集、おしらせなど身近な話題まで、電子メールやLINEを利用しタイムリーに情報を発信するサービスです。

電子メールを受信できるパソコンや携帯電話、LINEを受信できるスマートフォンなどがあれば、どなたでも無料(通信料は自己負担)でご利用いただけます。

■ パソコン登録URL

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/4/1027.html>



議会運営行政

湯河原町マスコットキャラクター 「湯河原戦隊ゆたぼんファイブ」 ㊦ 秘書広報室

ゆがわら戦隊ゆたぼんファイブは、たぬきが湯河原温泉を発見したという伝説から生まれた戦隊ヒーローです。



■公式サイト

ゆたぼんファイブのプロフィールやストーリー、イラストを使用する場合の手続き方法などを紹介しています。

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/site/yutapon-official/>



■facebook ページ

湯河原の魅力をたくさんの人に知ってもらおうと、季節の花やイベントなどの情報を発信しています。

<https://www.facebook.com/yutaponfive>



■イラストを使用したい場合

ゆたぼんファイブのイラストなどを個人や団体が使用したいという場合には、無償で使用することができます。チラシやパンフレット、キャラクターグッズなどの商品製作にデザインを活用したい場合は、役場秘書広報室までお問い合わせいただくか、町ホームページの『ゆがわら戦隊ゆたぼんファイブ オフィシャルサイト』をご覧ください。

Ciao!(チャオ) FM熱海湯河原(79.6 MHz) ㊦ 秘書広報室

町では、FM熱海湯河原のコミュニティラジオ放送を利用して、イベントや各種講座などの情報を発信しています。

また、災害時においては「緊急情報放送」などを、通常の番組に優先して放送します。

■「あたまゆがわら情報局」

月～金曜日 1日4回 / 1回10分
土・日曜日 1日2回 / 1回10分

■「湯河原町からのお知らせ」

月～金曜日 1日2回 / 1回3分
土・日曜日 1日1回 / 1回3分

■「湯河原タウン情報」

毎週金曜日 1回8分

※詳しい放送時間は、FM熱海湯河原ホームページ
(<http://www.ciao796.com/>)をご覧ください。



「ゆがわらWi-Fi」をご利用ください

問 デジタル推進室

町では、町内各所に無料でWi-Fiをご利用いただける「ゆがわらWi-Fi」を設置しています。設置場所はFREE Wi-Fiのステッカーが目印です。ゆがわらWi-Fiのご利用には、メールアドレスの登録が必要になります。または無料アプリ「Japan Connected-free Wi-Fi」からご登録いただくこともできます。

「ゆがわらWi-Fi」の設置場所およびアプリについては、町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/4/1036.html>



また、町では、「ゆがわらWi-Fi」の拡充にご協力いただける事業者を募集しています。対象は、町内に店舗があり、NTT東日本の「ギガらくWi-Fi」などの機器を設置されている事業者です。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/4/1037.html>



■ゆがわらWi-Fiスポット設置場所



町長への手紙

問 秘書広報室

まちづくりに関する町民の皆さんの『声』をお寄せください。

皆さんが日頃から考えていることや感じていることを気軽に提案していただき、まちづくりの参考にさせていただきます。皆さんの建設的なご意見、ご提案をお待ちしています。

■ホームページ

<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/site/mayors-room/2385.html>



■ご意見箱

役場第1庁舎1階ホールに設置してある「ご意見箱」に投函することができます。

■ご意見、ご提案は、郵便やファックスなどでも受け付けています。

※ご意見、ご提案は町長が拝見します。

※町長からの回答を希望される方は、必ず氏名と住所、連絡先(電話・ファックス番号、メールアドレスなど)をご記入ください。

※回答まで2週間程度のお時間をいただいております。場合によってはそれ以上かかることもありますのでご了承ください。

※町政に直接関係がないご意見、法律に定められている内容、営業や勧誘に類するもの、宗教に関するもの、誹謗中傷に類するもの、同一の方からの同一趣旨の複数回数の提案などには、お答えいたしかねます。

町では、tvk(テレビ神奈川)データ放送を利用して、防災行政無線の放送内容、イベント、休日当番医、町からのお知らせなどの情報を配信しています。

★データ放送の表示方法★

①まずは、テレビ神奈川(3ch)の画面で、リモコンの『d』ボタンを押すんだぜ。



②データ放送が表示されたら、画面左側の「マイタウン情報」を選択してね。



③湯河原町のページが表示されたら、画面右側の行政情報から、知りたい情報を選択するのよ。

湯河原町 7月10日

行政情報

- おしらせ
- イベント
- 防災無線情報
- tvk避難関連情報

雨が降り雷雨の恐れもあります。お出かけには

- 青 トップページ
- 赤 他の市町村
- 緑 戻る

tvk

上下キーでメニューを選択して決定ボタンを押して下さい。

町内の休日当番医の情報は『おしらせ』で確認してね。

④情報の一覧表が表示されるから、詳しく知りたい情報を選択してね。

イベント

- 源頼朝旗挙げ武者行列 4月1日(日)
- イザ!カエルキャラバン!
子ども防災フェスタ イン湯河原
- 2012 湯河原温泉オレンジマラソン
3月25日(日)午前10時スタート!
- 湯河原梅林『梅の宴』
3月18日(日)まで開催中!!

⑤詳しい情報は、2ページ以上になってることもあるから、注意してよく読んでくれよな。

イベント

源頼朝旗挙げ武者行列 4月1日(日)

平治の乱に敗れ、伊豆に流されていた源頼朝は、治承4年、西暦の1180年に、湯河原の豪族、土肥次郎実平の助けを得て平家打倒の兵をあげました。この旗挙げの様子を再現して、土肥会会員などによる手づくりの鎧・兜をまとった約100人の鎌倉武者が町内を練り歩きます。

- ◆開催日 4月1日(日)
- ※小雨決行・雨天中止
- ◆時間 10:00~12:30
- ◆コース 五所神社~湯河原駅構内

行政案内

情報公開制度とは ☎ 総務課 行政・文書係

町民の「知る権利」を尊重し、町政の記録である行政文書を公開する制度です。

情報公開は、どなたでも請求することができますが、個人情報など公開できないものもあります。

行政文書の閲覧は無料ですが、写しの交付の場合は、実費(コピー代や郵送料)がかかります。

個人情報保護制度とは ☎ 総務課 行政・文書係

個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定め、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防ぐなど、基本的人権を擁護することを目的とした制度です。

本人の個人情報に限り、開示、訂正、削除、利用・提供の中止を請求することができます。

男女共同参画 ☎ 地域政策課 企画係

男女共同参画に関する認識をさらに深め、ハード・ソフト両面から女性が社会で活躍できる環境を充実させるとともに、家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる分野で、男女がともに参画できる調和のとれた社会の実現を目指します。

家庭の日 ☎ 地域政策課 企画係

■毎月第3日曜日は「家庭の日」です!

平成14年4月から、「学校週5日制」の施行にあわせて毎月第3日曜日を「家庭の日」と制定しました。

町立湯河原美術館は、「家庭の日」に町民証の提示により無料となります。

ボランティア ☎ 地域政策課 企画係

■湯河原まちづくりボランティア協会

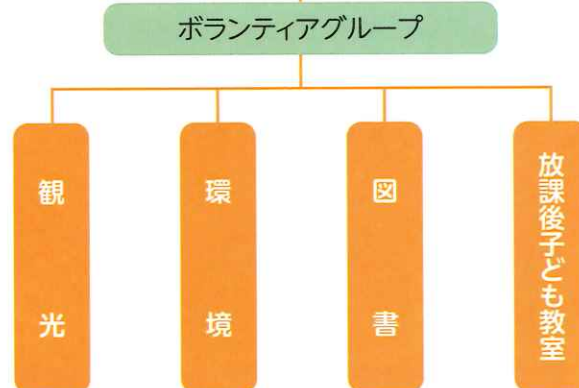
住民参加により、湯河原町のまちづくりに貢献することを目的として、平成15年1月27日に設立されました。

4つのボランティアグループがあり、それぞれが町内で活躍しています。

■入会方法

事務局(地域政策課)にて随時入会を受け付けています。窓口にご来館いただくか、電話にてお問い合わせください。

湯河原まちづくりボランティア協会



■観光グループ(湯河原観光ボランティア)

【年会費】1,200円

【活動日時】①待受けガイド:土・日曜日、祝日 9:30~15:00
②予約ガイド:随時

【活動内容】

2.26事件資料館「光風荘」の案内、箱根ジオパーク湯河原ジオサイトの案内、予約で受けるコースのガイドなどを行っています。

※コースガイドの詳細については町ホームページをご覧ください。

■環境グループ

【年会費】なし

【活動日時】木曜日 7:30~8:30

【活動内容】

湯河原駅前広場・ポケットパーク・図書館の敷地内の清掃活動や植木の剪定などを行っています。また、年に1度、神奈川県主催の道路清掃活動「きれいな道作り活動」にも参加しています。

■図書グループ

【年会費】なし

【活動日時】随時

【活動内容】

町立図書館で書籍などの配架や書架整理などを行っています。不定期で古本市の手伝い、蔵書点検、4か月健診時のブックスタートの補助もしています。希望者は読み聞かせのお手伝いもできます。

■放課後子ども教室グループ

【年会費】なし

【活動日時】水・金曜日 14:00~16:30

【活動内容】

国の教育事業とし、町教育委員会の管轄のもと、東台福浦小学校で実施し、通称「そよ風教室」と呼んでいます。放課後の児童たちの活動を安全指導員として3人体制で見守りながら、バルーンアート、手話体験、読み聞かせ、各種工作などの講座も行います。

町民の皆さんは、熱海市、真鶴町の公共施設がそれぞれの住民と同様の料金などで利用できます。

料金や利用に関する詳細は、直接各施設へお問合せください。

利用される際は、町民証、運転免許証、その他住所が確認できるものをお持ちください。

■ 熱海市内の公の施設

施設名	施設の概要	料金
小山臨海公園 テニスコート	オムニコート6面、壁打ちなどがあります。 所在地 熱海市下多賀541-12 電話 0557-68-3506 (公園管理事務所) 営業時間 9:00~21:00 定休日 12/29~1/3	1面1時間 昼間 550円 夜間 1,050円
小山臨海公園 多目的広場	野球・ソフトボールなど多目的に利用可能です。 所在地 熱海市下多賀541-12 電話 0557-68-3506 (公園管理事務所) 営業時間 8:40~17:00 定休日 12/29~1/3	無料
姫の沢公園 スポーツ広場	サッカー、グランドゴルフ、ラグビー、フットサルなど多目的に利用できます。 所在地 熱海市伊豆山字姫の沢1164-1 外 電話 0557-83-5301 (公園管理事務所) 営業時間 3月~10月:9:00~17:00 11月~2月:9:00~16:00 定休日 12/29~1/3	全面1時間 一般 2,000円 幼児・児童・生徒 1,000円
姫の沢公園 ビジターセンター	様々なイベントに活用できる多目的会議室を利用できます。 所在地 熱海市伊豆山字姫の沢1164-1 外 電話 0557-83-5301 (公園管理事務所) 営業時間 8:30~17:00 定休日 12/29~1/3	1時間 200円 ※冷暖房利用は1.5倍
マリンスパあたま	温水プール、ウォーターライダー、温泉浴場などがあります。 所在地 熱海市和田浜南町4-39 電話 0557-86-2020 (マリンスパあたま) 営業時間 10:00~19:00 (水曜日は10:00~21:00) 定休日 木曜日 ※季節により変更あり ※臨時休館あり	大人(高校生以上) 560円 小人(小・中学生) 300円 3歳~未就学 無料 3歳未満 200円
熱海市民 グラウンド	両翼約91メートル、中堅約115メートルの野球場です。 所在地 熱海市上多賀1066-129 電話 0557-86-6604 (熱海市健康づくり課スポーツ推進室) 営業時間 4月~11月:6:00~17:00 12月~3月:9:00~17:00 定休日 12/29~1/3	6:00~8:30 2,100円 9:00~12:30 4,200円 13:00~17:00 4,200円
熱海市立図書館	所在地 熱海市上宿町14-20 電話 0557-86-6591 営業時間 一般 9:00~18:00 児童室 9:00~17:00 定休日 月曜日、祝日	
起雲閣	多くの文豪たちに愛され「熱海の三大別荘」と賞された館内を見学できます。 所在地 熱海市昭和町4-2 電話 0557-86-3101 営業時間 9:00~17:00 (最終入館は16:30まで) 定休日 水曜日 (祝日の場合は開館)、臨時休館日あり	【入館料】 大人 460円 中高生 240円 小学生以下 無料 【貸館施設】 ※2日目までの1時間料金 ・音楽サロン 1,050円 ・ギャラリー 840円 ※3日目以降はお問合せください
澤田政廣記念美術館	熱海梅園に隣接する、彫刻家・澤田政廣(さわだ せいこう)氏の美術館です。 所在地 熱海市梅園町9-46 電話 0557-81-9211 営業時間 9:00~16:30 定休日 月曜日(祝日の場合は開館) ※臨時休館あり ※梅園梅まつり開催中は無休	大人 250円 中高生 120円 小学生以下 無料

旧日向家熱海別邸	所在地 熱海市春日町8-37 電話 0557-81-2747 0557-86-6232(熱海市生涯学習課) 定休日 水・土・日曜日・祝日 ※完全事前予約制(見学は一度に10名まで) 予約方法:熱海市ホームページから予約システムにアクセスしてください。(電話による予約受付は行いません。)	大人 750円 中高生 550円 小学生以下 無料
池田満寿夫記念館	芸術のあらゆる分野で活躍した池田満寿夫(いけだ ますお)氏の作品を展示しています。 所在地 熱海市下多賀1130-1 電話 0557-68-3258 営業時間 9:00~16:30 定休日 火~金曜日(祝日の場合は開館)	大人 490円 中高生 240円 小学生以下 無料
池田満寿夫・佐藤陽子創作の家	天才と呼ばれた二人が暮らし、芸術活動の拠点とした家を見学できます。 所在地 熱海市海光町10-24 電話 0557-81-3258 営業時間 9:00~16:30(最終入館は16:00まで) 定休日 火曜日(祝日の場合は開館)	大人 240円 中高生 120円 小学生以下 無料
伊豆山郷土資料館	伊豆山神社の宝物を中心に伊豆山地区に伝わる郷土資料を展示しています。 所在地 熱海市伊豆山708-2 電話 0557-80-4252 営業時間 9:00~16:00 定休日 水曜日(祝日の場合は翌日) ※臨時休館日あり	大人 120円 中・高校生 80円 小学生以下 無料
熱海梅園	「日本一早咲きの梅」と「日本一の遅い紅葉」を楽しめます。 所在地 熱海市梅園町8-11 電話 0557-86-6218(熱海市公園緑地課維持管理室) 営業時間 入園の時間制限はありません 定休日 無休	無料 ※梅まつり開催期間中のみ有料 大人(高校生以上) 100円 中学生以下 無料

■真鶴町内の公の施設

施設名	施設の概要	料金
真鶴町立中川一政美術館	真鶴町にアトリエを構え、戦後の日本洋画壇の中心的存在として活躍した中川一政(なかがわ かずまご)氏の美術館です。 所在地 真鶴町真鶴1178-1 電話 0465-68-1128 営業時間 9:30~16:30(最終入館は16:00まで) 定休日 第1・第3水曜日(祝日の場合は翌日)、年末(12/28~12/31) ※特別展の前休館あり	大人(18歳以上) 300円 6歳以上18歳未満 150円
真鶴町立体育館	バスケットやバドミントンなど各種の室内スポーツを楽しめる施設です。 所在地 真鶴町真鶴1855-1 電話 0465-68-1144(町立体育館) 0465-68-1131(真鶴町教育委員会) 営業時間 9:00~21:00 定休日 月曜日、祝日の翌日、年末年始(12/28~1/4)	個人利用 100円 小人(小・中学生) 50円 専用利用(団体での利用) 半面1時間 500円 全面1時間 1,000円
ケーブル真鶴駐車場	真鶴半島の先端にある「ケーブル真鶴」に隣接する駐車場です。 所在地 真鶴町真鶴1175-1 電話 0465-68-1131 営業時間 10:00~18:00 定休日 無休	有料期間中の利用が無料になります。
真鶴町立遠藤貝類博物館	貝類研究者・遠藤晴雄(えんどう はるお)氏が生涯をかけて収集した貝類を展示しています。 所在地 真鶴町真鶴1175-1(ケーブル真鶴2階) 電話 0465-68-2111 営業時間 10:30~15:30(最終入館は15:00まで) 定休日 水・木曜日(祝日の場合その翌金曜日が休館) 年末年始(12/28~1/3)	無料

湯河原町・真鶴町・熱海市の民間施設のご協力により、次の施設が割引で利用できます。
(料金については、各施設へお問合せください。)

利用される際は、町民証、運転免許証、その他住所が確認できるものをお持ちください。

また、町民割引を実施していただける施設も募集しています。

※内容は変更となる場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

湯河原町内の施設

施設名	施設の概要
木村美術館	陶磁器・刀剣など炎によって生み出された芸術品が展示されています。 所在地 湯河原町鍛冶屋651 電 話 0465-62-4429 開館時間 10:00～17:00 (入館は16:30まで) 休 館 日 火曜日 (祝日の場合は翌日)、年末 ※臨時休館あり。来館前に要電話。
空中散歩館	油絵をメインに写真やオブジェなども展示され、見るだけでなく動かしたり触ったり音を出したりしてアートを身近に感じられます。 所在地 湯河原町鍛冶屋813-7 電 話 0465-63-5283 開館時間 金曜日以外 10:00～17:00 金曜日 13:00～17:00 休 館 日 月曜日
重光葵記念館	米戦艦ミズーリ号で日本の降伏文書に調印した外務大臣の重光葵(しげみつ まもる)の外交官・政治家としての軌跡を写真・ビデオなどで紹介しています。 所在地 湯河原町宮上684 電 話 0465-62-3860 開館時間 金曜日 12:00～17:00 土曜日 10:00～17:00 日曜日 10:00～13:00 休 館 日 月～木曜日、年末年始(12/30～1/3)
西村京太郎記念館 (休館中)	300余点におよぶ全著作をはじめ、生原稿や大ジオラマ、秘蔵コレクションなど、作家生活を象徴する品々を展示しています。 所在地 湯河原町宮上42-29 電 話 0465-63-1599
人間国宝美術館 (休館中)	「人間国宝」とよばれる人々の作品を展示しています。また、陶芸作家・細川護熙(ほそかわ もりひろ)氏の近作を紹介する特別室も常設しています。 所在地 湯河原町中央3-16-1 電 話 0465-62-2112
湯河原カンツリー倶楽部	湯河原町の高台に位置し、相模湾を眼下に見下ろすゴルフコースです。 所在地 湯河原町吉浜2020 電 話 0465-62-2551 ※プレー時間等の詳細は直接お問い合わせください。
パッキーボウル	湯河原、熱海、箱根、真鶴唯一のボウリング場です。 所在地 湯河原町宮上357-1 電 話 0465-63-0002 営業時間 10:00～20:00 (受付は19:00まで) ※土・日曜日、祝日は10:00～21:00 (受付は20:00まで) 定 休 日 年中無休
The Ryokan Tokyo Yugawara	源泉かけ流しの日帰り温泉や、併設のカフェで地元の食材を使用したお食事を楽しめます。 所在地 湯河原町宮上742 電 話 0465-63-3498 営業時間 14:00～18:00 定 休 日 火・水曜日 ※メンテナンスのため、月1回の休館あり

■真鶴町内の施設

施設名	施設の概要
真鶴半島遊覧船	<p>真鶴港を出発、三ツ石沖でUターンし、再び真鶴港に帰着する約30分の航海です。</p> <p>所在地 真鶴町真鶴1947-2 (乗り場)</p> <p>電話 0465-68-3255</p> <p>運航時間 10:00、11:00、12:00、13:00、14:00、15:00、16:00</p> <p>運休日 7/27・28、1月中旬～2月末日</p> <p>※荒天の場合は欠航となります。※季節により臨時休航することもあります。</p>

■熱海市内の施設

施設名	施設の概要
ACAO FOREST	<p>太平洋を望む高台に位置し、12種類のテーマガーデンが点在する東京ドーム13個分の広さを誇る花の楽園です。</p> <p>所在地 熱海市上多賀1027-8</p> <p>電話 0557-82-1221</p> <p>開園時間 9:00～17:00 (入園は16:00まで)</p> <p>※季節により変動 ※駐車場(有料)</p> <p>休園日 火曜日(季節により変動) ※臨時休館あり</p>
アタミロープウェイ	<p>熱海後楽園バス停のすぐ前、山麓駅から約3分間の空中散歩で八幡山山頂へ到着です。</p> <p>所在地 熱海市和田浜南町8-15</p> <p>電話 0557-81-5800</p> <p>運行時間 9:30～17:00</p> <p>運休日 無休 ※点検日・悪天候の場合は運休</p>
MOA美術館	<p>東洋美術の絵画・書跡・工芸を中心に国宝3点、重要文化財66点を含む約3500点の収蔵品を誇る美術館です。</p> <p>所在地 熱海市桃山町26-2</p> <p>電話 0557-84-2511</p> <p>開館時間 9:30～16:30 (入館は16:00まで)</p> <p>休館日 木曜日、展示替日、年末年始</p>
芸妓見番	<p>1954(昭和29)年に建設された芸妓見番です。普段はなかなか見ることのできないプロの踊りを見ることができます。</p> <p>所在地 熱海市中央町17-13 (初川沿い)</p> <p>※駐車場はありません</p> <p>電話 0557-81-3575</p> <p>開演日時 土・日曜日 11:00～ ※1日1公演 約30分 (予約優先)</p> <p>休演日 施設へお問い合わせください。7月5週目から9月2週目の土・日曜日は休み 年末12月第3・4週目休み ※臨時休館・特別公演あり</p>
熱海城(天守閣)	<p>地上43m、海拔160mからの360度パノラマが眺望できます。</p> <p>所在地 熱海市熱海1993</p> <p>電話 0557-81-6206</p> <p>開館時間 9:00～17:00 (入館は16:30まで)</p> <p>休館日 無休</p>
熱海トリックアート迷宮館	<p>平面画が立体的に感じるとても不思議なトリックアートが楽しめます。</p> <p>所在地 熱海市熱海1993 (熱海城敷地内)</p> <p>電話 0557-82-7761</p> <p>開館時間 9:00～17:00 (入館は16:30まで)</p> <p>休館日 無休</p>
戸田幸四郎絵本美術館	<p>“自然との共生”をテーマにした絵本美術館。戸田幸四郎氏が絵本の世界観を表現するために、建物、ガーデンなどをすべてをデザインしています。</p> <p>所在地 熱海市上多賀1055-30自然郷</p> <p>電話 0557-67-1107</p> <p>開館時間 10:00～16:30 (入館は16:00まで)</p> <p>休館日 火・水・木曜日 (祝日の場合は開館)</p> <p>※ただし年末年始、ゴールデンウィーク、7月末～8月末は無休</p>

熱海自然郷テニスコート	熱海市街から比較的近い自然に恵まれたテニスコートです。 所在地 熱海市上多賀1066-334 (自然郷) 電話 0557-68-4111 (㈱エンゼルフォレストリゾート熱海自然郷管理事務所) 営業時間 3月～10月 9:00～19:00 11月～2月 9:00～16:00 定休日 火・水曜日
熱海遊覧船サンレモ	イタリアの港町サンレモにちなんで命名されたサンレモ号による約30分の遊覧です。 所在地 熱海市渚町親水公園渚デッキ内 電話 0557-52-6657 運航時間 10:00、10:40、11:20、12:00、13:00、13:40、14:20、15:00、15:40 ※運行状況により入出港時刻が変わる場合があります。 定休日 火曜日 ※天候により運休となる場合があります。

区会(自治会)に加入しましょう

☎ 区長連絡協議会事務局(地域政策課 企画係内)

地域のまちづくりの主角は、住民の皆さんです。

普段から行政の手が届かない地域の課題や、災害などにより行政の機能が混乱した場合の対応など、同じ地域(コミュニティ)に住む方々が、互いに助け合い、安心して暮らせる環境をつくるため、町では11の区会が活動しています。

区会に加入して、安全・安心な住みよいまちづくりに参加しませんか？

町内には、11の区会があります。

地区名・区の花					
奥湯河原区	藤(ふじ)	城堀区	せんりょう	吉浜区	どうだんつつじ・ゆり
温泉場区	都(みやこ) わすれ あじさい	門川区	紅花(べにはな) 菜の花(なのはな)	川堀区	さつき
宮上区	桜草(さくらそう)	鍛冶屋区	梅(うめ)	福浦区	つつじ
宮下区	水仙(すいせん)	中央区	ばいかうつぎ		

※「区の花」は、各区の皆さんで選びました。ぜひご家庭で植えてみてください。

区会(自治会)がしていること

きれいなまちづくり

クリーンなまちづくりのため、地域の清掃や、ごみの分別収集に協力しています。

防災・防犯

地震などの災害に備え、防災訓練をはじめ、自主防災組織の結成や防災資機材の整備、地域での防犯活動を行っています。

地域情報のお知らせ

行政や関係機関からののお知らせ、配布物などを回覧・配布しています。



地域のふれあい

地域の人達との交流を深めるため、いろいろなイベントや、レクリエーションなどを開催しています。

行政と住民をつなぐパイプ役

地域を代表して、道路や水路の改修など、町への要望事項を伝えています。

防犯灯の設置要望

安全に夜道を歩けるよう、防犯灯の設置を町へ要望します。



※区会加入については、お住まいの地域の区長や組長にお申し出ください。
 なお、連絡先がわからないときは、役場地域政策課へお問い合わせください。